

沖縄県沖縄海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区画第01号	合資会社沖縄養殖センター	名護市宇運天原地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.675800度東経128.003412度の点 ロ 北緯26.675692度東経128.003576度の点 ハ 北緯26.674087度東経128.003760度の点 ニ 北緯26.674118度東経128.005190度の点 ホ 北緯26.673497度東経128.005372度の点 ヘ 北緯26.673027度東経128.005317度の点 ト 北緯26.672686度東経128.003987度の点 チ 北緯26.672813度東経128.003647度の点 リ 北緯26.673204度東経128.003620度の点 ヌ 北緯26.673307度東経128.002831度の点 ル 北緯26.675404度東経128.002783度の点 イ 北緯26.675800度東経128.003412度の点	第二種区画漁業	クルマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第03号	合資会社沖縄養殖センター	名護市宇運天原地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.675800度東経128.003412度の点 ロ 北緯26.675692度東経128.003576度の点 ハ 北緯26.674087度東経128.003760度の点 ニ 北緯26.674118度東経128.005190度の点 ホ 北緯26.673497度東経128.005372度の点 ヘ 北緯26.673027度東経128.005317度の点 ト 北緯26.672686度東経128.003987度の点 チ 北緯26.672813度東経128.003647度の点 リ 北緯26.673204度東経128.003620度の点 ヌ 北緯26.673307度東経128.002831度の点 ル 北緯26.675404度東経128.002783度の点 イ 北緯26.675800度東経128.003412度の点	第二種区画漁業	ウニ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第04号	株式会社海老の宮川	うるま市与那城平安座南西側地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.341893度東経127.946405度の点 ロ 北緯26.345030度東経127.943130度の点 ハ 北緯26.349152度東経127.945643度の点 ニ 北緯26.346739度東経127.947649度の点 ホ 北緯26.345643度東経127.947660度の点 イ 北緯26.341893度東経127.946405度の点	第二種区画漁業	クルマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第05号	知念漁業協同組合	南城市知念字知名地先(海野漁港東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.191650度東経127.817450度の点 ロ 北緯26.191650度東経127.821270度の点 ハ 北緯26.189920度東経127.821270度の点 ニ 北緯26.189564度東経127.820947度の点 ホ 北緯26.189328度東経127.819745度の点 ヘ 北緯26.189574度東経127.819413度の点 ト 北緯26.189126度東経127.818968度の点 チ 北緯26.189064度東経127.817407度の点 イ 北緯26.191650度東経127.817450度の点	第二種区画漁業	クルマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区画第06号	有限会社ケラマ真珠	座間味村字阿佐地先 (安禮の浦の湾口東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.230810度東経127.319580度の点 ロ 北緯26.234583度東経127.320083度の点 ハ 北緯26.234000度東経127.321683度の点 ニ 北緯26.233056度東経127.321719度の点 ホ 北緯26.231120度東経127.321120度の点 ヘ 北緯26.230520度東経127.320520度の点 イ 北緯26.230810度東経127.319580度の点	第一種区画漁業	真珠垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第07号	久米島漁業協同組合	久米島町字根(仲里漁港(真治地区)の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.351250度東経126.815983度の点 ロ 北緯26.354083度東経126.812983度の点 ハ 北緯26.355483度東経126.814567度の点 ニ 北緯26.352650度東経126.817367度の点 イ 北緯26.351250度東経126.815983度の点	第二種区画漁業	クルマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第08号	久米島漁業協同組合	久米島町字根地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.342870度東経126.821188度の点 ロ 北緯26.344011度東経126.820400度の点 ハ 北緯26.347132度東経126.825249度の点 ニ 北緯26.345970度東経126.826320度の点 イ 北緯26.342870度東経126.821188度の点	第二種区画漁業	クルマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第09号	南西興産株式会社	久米島町字根地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.341630度東経126.819380度の点 ロ 北緯26.342720度東経126.818570度の点 ハ 北緯26.344011度東経126.820400度の点 ニ 北緯26.342870度東経126.821188度の点 イ 北緯26.341630度東経126.819380度の点	第二種区画漁業	クルマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第10号	有限会社あさひ	宮古島市平良字狩俣 (狩俣中学校の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次に結んだ線、トと子の間の最大高潮時海岸線及びチ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.891028度東経125.283888度の点 ロ 北緯24.890939度東経125.285670度の点 ハ 北緯24.887665度東経125.285675度の点 ニ 北緯24.886377度東経125.286025度の点 ホ 北緯24.885808度東経125.286034度の点 ヘ 北緯24.884800度東経125.285795度の点 ト 北緯24.884930度東経125.285046度の点 チ 北緯24.885054度東経125.284417度の点 リ 北緯24.885319度東経125.283968度の点	第二種区画漁業	クルマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
区画第11号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字東仲 宗根添(高野漁港)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.799080度東経125.335550度の点 ロ 北緯24.799571度東経125.335243度の点 ハ 北緯24.799420度東経125.334857度の点 ニ 北緯24.800346度東経125.334348度の点 ホ 北緯24.800536度東経125.334739度の点 ヘ 北緯24.802000度東経125.333980度の点 ト 北緯24.802520度東経125.335230度の点 チ 北緯24.799650度東経125.336770度の点 イ 北緯24.799080度東経125.335550度の点	第二種区画漁業	クルマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第12号	株式会社蟹蔵	宮古島市伊良部字国仲 (水路内)	次のイとロの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯24.822267度東経125.167678度の点 ロ 北緯24.822333度東経125.168050度の点	第二種区画漁業	ガザミ網仕切り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第13号	株式会社蟹蔵	宮古島市伊良部字長浜 (水路内)	次のイとロの点を結んだ線、ロからハの点の間の最大高潮時海岸線、ハとニの点を結んだ線及びニからイの点の間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯24.830915度東経125.156234度の点 ロ 北緯24.831013度東経125.156758度の点 ハ 北緯24.827637度東経125.155945度の点 ニ 北緯24.828112度東経125.155746度の点	第二種区画漁業	ガザミ網仕切り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第14号	八重山漁業協同組合	石垣市宇崎枝地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.451867度東経124.119050度の点 ロ 北緯24.448833度東経124.119067度の点 ハ 北緯24.448950度東経124.117300度の点 ニ 北緯24.452300度東経124.117333度の点 ホ 北緯24.452300度東経124.116550度の点 ヘ 北緯24.452000度東経124.116567度の点 ト 北緯24.455183度東経124.118383度の点 イ 北緯24.451867度東経124.119050度の点	第二種区画漁業	クルマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第15号	琉球真珠株式会社	石垣市宇川平(川平湾の東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.448830度東経124.142070度の点 ロ 北緯24.460370度東経124.143150度の点 ハ 北緯24.463220度東経124.144700度の点 ニ 北緯24.462770度東経124.145670度の点 ホ 北緯24.460930度東経124.143900度の点 ヘ 北緯24.454980度東経124.147830度の点 ト 北緯24.448720度東経124.145180度の点 イ 北緯24.448830度東経124.142070度の点	第一種区画漁業	真珠垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区画第16号	琉球真珠株式会社	竹富町字西表(船浮港の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.331280度東経123.729450度の点 ロ 北緯24.335780度東経123.729380度の点 ハ 北緯24.332420度東経123.734380度の点 ニ 北緯24.330680度東経123.731070度の点 イ 北緯24.331280度東経123.729450度の点	第一種区画漁業	真珠垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第17号	琉球真珠株式会社	竹富町字西表(内離島の南岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.344950度東経123.736130度の点 ロ 北緯24.350200度東経123.728720度の点 ハ 北緯24.352280度東経123.730320度の点 ニ 北緯24.350500度東経123.732170度の点 ホ 北緯24.345580度東経123.741530度の点 イ 北緯24.344950度東経123.736130度の点	第一種区画漁業	真珠垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
区画第18号	琉球真珠株式会社	竹富町字西表(外離島の東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.363830度東経123.725820度の点 ロ 北緯24.365230度東経123.725120度の点 ハ 北緯24.368220度東経123.719870度の点 ニ 北緯24.376720度東経123.723870度の点 ホ 北緯24.375480度東経123.728280度の点 ヘ 北緯24.365670度東経123.730850度の点 イ 北緯24.363830度東経123.725820度の点	第一種区画漁業	真珠垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	-
特区第001号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村字田名地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯27.080130度東経128.008180度の点 ロ 北緯27.063680度東経128.004450度の点 ハ 北緯27.064850度東経127.998620度の点 ニ 北緯27.068770度東経127.999380度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	-
特区第002号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村字前泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯27.055750度東経127.996570度の点 ロ 北緯27.055750度東経128.000070度の点 ハ 北緯27.037450度東経127.991170度の点 ニ 北緯27.035830度東経127.973130度の点 ホ 北緯27.039280度東経127.972830度の点 ヘ 北緯27.040570度東経127.979950度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	-
特区第003号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村字前泊地先	次のイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯27.040983度東経127.979867度の点 ロ 北緯27.040330度東経127.976250度の点 ハ 北緯27.041167度東経127.976250度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	-

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第004号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村字我喜屋地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯27.029170度東経127.966900度の点 ロ 北緯27.031370度東経127.969550度の点 ハ 北緯27.028580度東経127.972030度の点 ニ 北緯27.019330度東経127.965970度の点 ホ 北緯27.016130度東経127.948798度の点 ヘ 北緯27.017650度東経127.946600度の点 ト 北緯27.019380度東経127.949270度の点 チ 北緯27.020330度東経127.948980度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	—
特区第005号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村字島尻地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯27.015662度東経127.941871度の点 ロ 北緯27.014808度東経127.942850度の点 ハ 北緯26.998750度東経127.941367度の点 ニ 北緯26.999183度東経127.937400度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	—
特区第006号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村字島尻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.995583度東経127.945133度の点 ロ 北緯27.000967度東経127.944967度の点 ハ 北緯26.998533度東経127.947317度の点 ニ 北緯26.997000度東経127.947467度の点 イ 北緯26.995583度東経127.945133度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマゴロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	—
特区第007号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村字島尻及び字野甫地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、フの各点を順次に結んだ線、ワからカの間の最大高潮時海岸線、カ、ヨ、タ、レ、ソ、の各点を順次に結んだ線、ツからネの間の最大高潮時海岸線、ネ、ナ、ラ、ムの各点を順次に結んだ線及びムとイの間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯27.015662度東経127.941871度の点 ロ 北緯27.013638度東経127.944205度の点 ハ 北緯27.014600度東経127.947450度の点 ニ 北緯27.013600度東経127.951980度の点 ホ 北緯27.000970度東経127.944970度の点 ヘ 北緯27.000520度東経127.943270度の点 ト 北緯26.992400度東経127.942950度の点 チ 北緯26.988520度東経127.937270度の点 リ 北緯26.988742度東経127.935841度の点 ヌ 北緯26.987417度東経127.929417度の点 ル 北緯26.986833度東経127.927417度の点 ヲ 北緯26.987450度東経127.925050度の点 フ 北緯26.989833度東経127.921400度の点 カ 北緯26.994265度東経127.925233度の点 ヨ 北緯26.994160度東経127.927781度の点 タ 北緯26.993849度東経127.927781度の点 レ 北緯26.993849度東経127.928575度の点 ソ 北緯26.995087度東経127.928597度の点 ツ 北緯26.996989度東経127.926408度の点 ネ 北緯27.001123度東経127.923932度の点 ナ 北緯27.002833度東経127.927767度の点 ラ 北緯27.007700度東経127.934783度の点 ム 北緯27.007433度東経127.937767度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第008号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村字島尻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯27.011217度東経127.933833度の点 ロ 北緯27.010150度東経127.931300度の点 ハ 北緯27.015617度東経127.928500度の点 ニ 北緯27.024850度東経127.930133度の点 ホ 北緯27.029150度東経127.935517度の点 ヘ 北緯27.027767度東経127.940350度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	—
特区第009号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村田名漁港地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯27.046417度東経127.954967度の点 ロ 北緯27.046400度東経127.952400度の点 ハ 北緯27.064661度東経127.968257度の点 ニ 北緯27.064235度東経127.971927度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	—
特区第010号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村田名漁港地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯27.068050度東経127.974450度の点 ロ 北緯27.068550度東経127.972500度の点 ハ 北緯27.088383度東経127.991700度の点 ニ 北緯27.086150度東経127.995233度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	—
特区第011号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村田名岬地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯27.092470度東経128.015000度の点 ロ 北緯27.093350度東経128.014450度の点 ハ 北緯27.093700度東経128.016370度の点 ニ 北緯27.092930度東経128.016780度の点 イ 北緯27.092470度東経128.015000度の点	第三種区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	—
特区第012号	伊平屋村漁業協同組合	伊平屋村田名岬地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯27.092470度東経128.015000度の点 ロ 北緯27.093350度東経128.014450度の点 ハ 北緯27.093700度東経128.016370度の点 ニ 北緯27.092930度東経128.016780度の点 イ 北緯27.092470度東経128.015000度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊平屋村	—
特区第013号	伊是名漁業協同組合	伊是名村具志川島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.977440度東経127.942156度の点 ロ 北緯26.982377度東経127.941386度の点 ハ 北緯26.984833度東経127.955277度の点 ニ 北緯26.975600度東経127.957960度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊是名村	—
特区第014号	伊是名漁業協同組合	伊是名村仲田港地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.936167度東経127.956943度の点 ロ 北緯26.933558度東経127.961722度の点 ハ 北緯26.930027度東経127.960380度の点 ニ 北緯26.931632度東経127.955619度の点 ホ 北緯26.932794度東経127.954987度の点 ヘ 北緯26.934604度東経127.956037度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊是名村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第015号	伊是名漁業協同組合	伊是名村伊是名漁港内	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.913620度東経127.937397度の点 ロ 北緯26.911906度東経127.938928度の点 ハ 北緯26.911064度東経127.938800度の点 ニ 北緯26.911958度東経127.937383度の点 ホ 北緯26.912631度東経127.936928度の点 ヘ 北緯26.913156度東経127.936808度の点 イ 北緯26.913620度東経127.937397度の点	第一種区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊是名村	—
特区第016号	伊是名漁業協同組合	伊是名村伊是名地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.917222度東経127.927417度の点 ロ 北緯26.916833度東経127.927167度の点 ハ 北緯26.917306度東経127.925055度の点 ニ 北緯26.918027度東経127.925610度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊是名村	—
特区第017号	伊是名漁業協同組合	伊是名村伊是名島と屋那覇島の間	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線、ニからホの間の最大高潮時海岸線、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、フの各点を結んだ線及びワとイの間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.901050度東経127.920722度の点 ロ 北緯26.902139度東経127.913750度の点 ハ 北緯26.918500度東経127.917667度の点 ニ 北緯26.919193度東経127.921610度の点 ホ 北緯26.914470度東経127.934320度の点 ヘ 北緯26.913180度東経127.934360度の点 ト 北緯26.911960度東経127.935940度の点 チ 北緯26.911140度東経127.935210度の点 リ 北緯26.910480度東経127.935360度の点 ヌ 北緯26.911577度東経127.936464度の点 ル 北緯26.911600度東経127.937407度の点 ヲ 北緯26.910822度東経127.938733度の点 フ 北緯26.894277度東経127.933883度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊是名村	—
特区第018号	伊是名漁業協同組合	伊是名村宇勢理客屋ノ下島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.934367度東経127.914843度の点 ロ 北緯26.934027度東経127.915222度の点 ハ 北緯26.932305度東経127.913805度の点 ニ 北緯26.935722度東経127.909167度の点 ホ 北緯26.936251度東経127.912552度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊是名村	—
特区第019号	伊是名漁業協同組合	伊是名村宇内花地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.950667度東経127.928693度の点 ロ 北緯26.951805度東経127.928417度の点 ハ 北緯26.954860度東経127.933550度の点 ニ 北緯26.955750度東経127.936638度の点 ホ 北緯26.955805度東経127.937583度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊是名村	—
特区第020号	国頭漁業協同組合	国頭村宇奥地先(奥港の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.845650度東経128.289983度の点 ロ 北緯26.847100度東経128.289750度の点 ハ 北緯26.847062度東経128.290796度の点 ニ 北緯26.845641度東経128.291601度の点 イ 北緯26.845650度東経128.289983度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第021号	国頭漁業協同組合	国頭村字奥地先(奥港の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.845650度東経128.289983度の点 ロ 北緯26.847100度東経128.289750度の点 ハ 北緯26.847062度東経128.290790度の点 ニ 北緯26.845641度東経128.291601度の点 イ 北緯26.845650度東経128.289983度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第022号	国頭漁業協同組合	国頭村字奥地先(奥港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.842283度東経128.290583度の点 ロ 北緯26.842725度東経128.290451度の点 ハ 北緯26.842817度東経128.293233度の点 ニ 北緯26.844931度東経128.293213度の点 ホ 北緯26.845017度東経128.294367度の点 ヘ 北緯26.842167度東経128.294600度の点 イ 北緯26.842283度東経128.290583度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第023号	国頭漁業協同組合	国頭村字奥地先(奥港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.842283度東経128.290583度の点 ロ 北緯26.842725度東経128.290451度の点 ハ 北緯26.842817度東経128.293233度の点 ニ 北緯26.844931度東経128.293213度の点 ホ 北緯26.845017度東経128.294367度の点 ヘ 北緯26.842167度東経128.294600度の点 イ 北緯26.842283度東経128.290583度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第024号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先(伊部川の河口)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.755883度東経128.324283度の点 ロ 北緯26.756550度東経128.324383度の点 ハ 北緯26.755867度東経128.325667度の点 ニ 北緯26.755450度東経128.325583度の点 イ 北緯26.755883度東経128.324283度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第025号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先(伊部川の河口)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.755883度東経128.324283度の点 ロ 北緯26.756550度東経128.324383度の点 ハ 北緯26.755867度東経128.325667度の点 ニ 北緯26.755450度東経128.325583度の点 イ 北緯26.755883度東経128.324283度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第026号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先(伊部川の河口)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.755883度東経128.324283度の点 ロ 北緯26.756550度東経128.324383度の点 ハ 北緯26.755867度東経128.325667度の点 ニ 北緯26.755450度東経128.325583度の点 イ 北緯26.755883度東経128.324283度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第027号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先(瀬崎灯台)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.747650度東経128.325000度の点 ロ 北緯26.748017度東経128.324850度の点 ハ 北緯26.748683度東経128.326317度の点 ニ 北緯26.748317度東経128.326400度の点 イ 北緯26.747650度東経128.325000度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第028号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先(瀬嵩埼灯台)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.747633度東経128.325000度の点 ロ 北緯26.748033度東経128.324867度の点 ハ 北緯26.748700度東経128.326300度の点 ニ 北緯26.748300度東経128.326383度の点 イ 北緯26.747633度東経128.325000度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第029号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先(瀬嵩埼灯台)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.747633度東経128.325000度の点 ロ 北緯26.748033度東経128.324867度の点 ハ 北緯26.748700度東経128.326300度の点 ニ 北緯26.748300度東経128.326383度の点 イ 北緯26.747633度東経128.325000度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第030号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先(安田漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.741593度東経128.319765度の点 ロ 北緯26.742328度東経128.319705度の点 ハ 北緯26.742388度東経128.320495度の点 ニ 北緯26.742200度東経128.320683度の点 イ 北緯26.741593度東経128.319765度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第031号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先(安田漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.741593度東経128.319765度の点 ロ 北緯26.742328度東経128.319705度の点 ハ 北緯26.742388度東経128.320495度の点 ニ 北緯26.742200度東経128.320683度の点 イ 北緯26.741593度東経128.319765度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第032号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先(安田漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.741593度東経128.319765度の点 ロ 北緯26.742328度東経128.319705度の点 ハ 北緯26.742388度東経128.320495度の点 ニ 北緯26.742200度東経128.320683度の点 イ 北緯26.741593度東経128.319765度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第033号	国頭漁業協同組合	東村字川田地先(平良湾)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、フ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.616000度東経128.156350度の点 ロ 北緯26.623450度東経128.148950度の点 ハ 北緯26.627950度東経128.153133度の点 ニ 北緯26.628783度東経128.155667度の点 ホ 北緯26.627950度東経128.165017度の点 ヘ 北緯26.626600度東経128.165000度の点 ト 北緯26.626667度東経128.168867度の点 チ 北緯26.627317度東経128.168650度の点 リ 北緯26.627167度東経128.170167度の点 ヌ 北緯26.624500度東経128.176500度の点 ル 北緯26.623250度東経128.181533度の点 ヲ 北緯26.625250度東経128.200550度の点 フ 北緯26.623250度東経128.201700度の点 カ 北緯26.620050度東経128.177983度の点 ヨ 北緯26.616467度東経128.178433度の点 タ 北緯26.616150度東経128.176150度の点 レ 北緯26.620000度東経128.172217度の点 ソ 北緯26.620467度東経128.161633度の点 イ 北緯26.616000度東経128.156350度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第034号	国頭漁業協同組合	東村字川田地先(平良湾)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、 ワ、カ、タ、ヨ、レ、ソ、イの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 イ 北緯26.616000度東経128.156350度の点 ロ 北緯26.623450度東経128.148950度の点 ハ 北緯26.627950度東経128.153133度の点 ニ 北緯26.628783度東経128.155667度の点 ホ 北緯26.627950度東経128.165017度の点 ヘ 北緯26.626600度東経128.165000度の点 ト 北緯26.626667度東経128.168867度の点 チ 北緯26.627317度東経128.168650度の点 リ 北緯26.627167度東経128.170167度の点 ヌ 北緯26.624500度東経128.176500度の点 ル 北緯26.623250度東経128.181533度の点 ヲ 北緯26.625250度東経128.200550度の点 ワ 北緯26.623250度東経128.201700度の点 カ 北緯26.620050度東経128.177983度の点 タ 北緯26.616467度東経128.178433度の点 ヨ 北緯26.616150度東経128.176150度の点 レ 北緯26.620000度東経128.172217度の点 ソ 北緯26.620467度東経128.161633度の点 イ 北緯26.616000度東経128.156350度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東村	—
特区第035号	国頭漁業協同組合	東村字川田地先(平良湾)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、 ワ、カ、タ、ヨ、レ、ソ、イの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 イ 北緯26.616000度東経128.156350度の点 ロ 北緯26.623450度東経128.148950度の点 ハ 北緯26.627950度東経128.153133度の点 ニ 北緯26.628783度東経128.155667度の点 ホ 北緯26.627950度東経128.165017度の点 ヘ 北緯26.626600度東経128.165000度の点 ト 北緯26.626667度東経128.168867度の点 チ 北緯26.627317度東経128.168650度の点 リ 北緯26.627167度東経128.170167度の点 ヌ 北緯26.624500度東経128.176500度の点 ル 北緯26.623250度東経128.181533度の点 ヲ 北緯26.625250度東経128.200550度の点 ワ 北緯26.623250度東経128.201700度の点 カ 北緯26.620050度東経128.177983度の点 タ 北緯26.616467度東経128.178433度の点 ヨ 北緯26.616150度東経128.176150度の点 レ 北緯26.620000度東経128.172217度の点 ソ 北緯26.620467度東経128.161633度の点 イ 北緯26.616000度東経128.156350度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養 殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東村	—
特区第036号	国頭漁業協同組合	東村字佐佐次地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯26.593783度東経128.154283度の点 ロ 北緯26.595000度東経128.144450度の点 ハ 北緯26.597283度東経128.144450度の点 ニ 北緯26.597283度東経128.154283度の点 イ 北緯26.593783度東経128.154283度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖 業	9月1日から翌年7月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東村	—
特区第037号	国頭漁業協同組合	国頭村字浜地先(浜漁港の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結ん だ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.719147度東経128.154777度の点 ロ 北緯26.720019度東経128.155968度の点 ハ 北緯26.721533度東経128.157084度の点 ニ 北緯26.721207度東経128.157534度の点 ホ 北緯26.719655度東経128.156483度の点 ヘ 北緯26.718629度東経128.155110度の点 イ 北緯26.719147度東経128.154777度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖 業	9月1日から翌年7月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	国頭村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第038号	国頭漁業協同組合	国頭村字浜地先(浜漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.721870度東経128.158010度の点 ロ 北緯26.722680度東経128.158390度の点 ハ 北緯26.722300度東経128.15822度の点 ニ 北緯26.721631度東経128.158369度の点 イ 北緯26.721870度東経128.158010度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第039号	国頭漁業協同組合	国頭村字浜地先(浜漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.721870度東経128.158010度の点 ロ 北緯26.722680度東経128.158390度の点 ハ 北緯26.722300度東経128.15822度の点 ニ 北緯26.721631度東経128.158369度の点 イ 北緯26.721870度東経128.158010度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第040号	国頭漁業協同組合	国頭村字鏡地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.725090度東経128.143810度の点 ロ 北緯26.739800度東経128.143810度の点 ハ 北緯26.739800度東経128.153833度の点 ニ 北緯26.731586度東経128.159200度の点 ホ 北緯26.725090度東経128.156960度の点 イ 北緯26.725090度東経128.143810度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第041号	国頭漁業協同組合	国頭村字鏡地地先(奥間ピーチの沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.725090度東経128.143810度の点 ロ 北緯26.739800度東経128.143810度の点 ハ 北緯26.739800度東経128.153833度の点 ニ 北緯26.731586度東経128.159200度の点 ホ 北緯26.725090度東経128.156960度の点 イ 北緯26.725090度東経128.143810度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村及び東村	—
特区第042号	国頭漁業協同組合	国頭村字鏡地地先(奥間ピーチの沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.725090度東経128.143810度の点 ロ 北緯26.739800度東経128.143810度の点 ハ 北緯26.739800度東経128.153833度の点 ニ 北緯26.731586度東経128.159200度の点 ホ 北緯26.725090度東経128.156960度の点 イ 北緯26.725090度東経128.143810度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村及び東村	—
特区第043号	国頭漁業協同組合	国頭村字鏡地地先(奥間ピーチの沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.725090度東経128.143810度の点 ロ 北緯26.739800度東経128.143810度の点 ハ 北緯26.739800度東経128.153833度の点 ニ 北緯26.731586度東経128.159200度の点 ホ 北緯26.725090度東経128.156960度の点 イ 北緯26.725090度東経128.143810度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村及び東村	—
特区第044号	国頭漁業協同組合	国頭村字挑原地先(赤丸岬の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.743517度東経128.157683度の点 ロ 北緯26.750850度東経128.156200度の点 ハ 北緯26.753567度東経128.171050度の点 ニ 北緯26.747033度東経128.171033度の点 イ 北緯26.743517度東経128.157683度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第045号	国頭漁業協同組合	国頭村字辺土名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.756333度東経128.157500度の点 ロ 北緯26.757833度東経128.156333度の点 ハ 北緯26.758783度東経128.158800度の点 ニ 北緯26.757283度東経128.159883度の点 イ 北緯26.756333度東経128.157500度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第046号	国頭漁業協同組合	国頭村字辺土名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.755083度東経128.174367度の点 ロ 北緯26.758733度東経128.174967度の点 ハ 北緯26.759017度東経128.178767度の点 ニ 北緯26.755917度東経128.178967度の点 イ 北緯26.755083度東経128.174367度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第047号	国頭漁業協同組合	国頭村字辺土名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.749800度東経128.173967度の点 ロ 北緯26.751200度東経128.174117度の点 ハ 北緯26.753033度東経128.177933度の点 ニ 北緯26.753100度東経128.178467度の点 ホ 北緯26.752100度東経128.178533度の点 ヘ 北緯26.750417度東経128.177033度の点 イ 北緯26.749800度東経128.173967度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第048号	国頭漁業協同組合	国頭村字辺土名地先(辺土名漁港の防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.749620度東経128.177938度の点 ロ 北緯26.750017度東経128.178038度の点 ハ 北緯26.750425度東経128.177956度の点 ニ 北緯26.750367度東経128.178242度の点 ホ 北緯26.749557度東経128.178176度の点 イ 北緯26.749620度東経128.177938度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クルマシロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第049号	国頭漁業協同組合	国頭村字辺土名地先(辺土名漁港の防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.749620度東経128.177938度の点 ロ 北緯26.750017度東経128.178038度の点 ハ 北緯26.750425度東経128.177956度の点 ニ 北緯26.750367度東経128.178242度の点 ホ 北緯26.749557度東経128.178176度の点 イ 北緯26.749620度東経128.177938度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第050号	国頭漁業協同組合	国頭村字辺土名地先(辺土名漁港の防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.749620度東経128.177938度の点 ロ 北緯26.750017度東経128.178038度の点 ハ 北緯26.750425度東経128.177956度の点 ニ 北緯26.750367度東経128.178242度の点 ホ 北緯26.749557度東経128.178176度の点 イ 北緯26.749620度東経128.177938度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第051号	国頭漁業協同組合	国頭村字与那地先(与那川の河口)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.766300度東経128.191717度の点 ロ 北緯26.774083度東経128.188950度の点 ハ 北緯26.776400度東経128.197067度の点 ニ 北緯26.768667度東経128.199800度の点 イ 北緯26.766300度東経128.191717度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第052号	国頭漁業協同組合	国頭村字与那地先(与那川の河口)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.766300度東経128.191717度の点 ロ 北緯26.774083度東経128.188950度の点 ハ 北緯26.776400度東経128.197067度の点 ニ 北緯26.768667度東経128.199800度の点 イ 北緯26.766300度東経128.191717度の点	第一種区画漁業	ヒオウギガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国頭村	—
特区第053号	羽地漁業協同組合	大宜味村塩屋地先(塩屋漁港の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.677085度東経128.094985度の点 ロ 北緯26.678238度東経128.096181度の点 ハ 北緯26.674544度東経128.102780度の点 ニ 北緯26.673231度東経128.102294度の点 イ 北緯26.677085度東経128.094985度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	—
特区第054号	羽地漁業協同組合	大宜味村塩屋地先(塩屋漁港の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.677085度東経128.094985度の点 ロ 北緯26.678238度東経128.096181度の点 ハ 北緯26.674544度東経128.102780度の点 ニ 北緯26.673231度東経128.102294度の点 イ 北緯26.677085度東経128.094985度の点	第一種区画漁業	シヤコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	—
特区第055号	羽地漁業協同組合	大宜味村塩屋地先(塩屋漁港の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.677085度東経128.094985度の点 ロ 北緯26.678238度東経128.096181度の点 ハ 北緯26.674544度東経128.102780度の点 ニ 北緯26.673231度東経128.102294度の点 イ 北緯26.677085度東経128.094985度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	—
特区第056号	羽地漁業協同組合	大宜味村宮城地先(宮城島の北岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.668717度東経128.098483度の点 ロ 北緯26.669850度東経128.097683度の点 ハ 北緯26.670817度東経128.099383度の点 ニ 北緯26.669683度東経128.100183度の点 イ 北緯26.668717度東経128.098483度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	—
特区第057号	羽地漁業協同組合	大宜見村字宮城地先(宮城島の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.662350度東経128.090433度の点 ロ 北緯26.668883度東経128.093633度の点 ハ 北緯26.667233度東経128.097383度の点 ニ 北緯26.661100度東経128.094383度の点 イ 北緯26.662350度東経128.090433度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字清井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第058号	羽地漁業協同組合	大宜味村字宮城地先(塩屋港内)	次のイの点とロの点を結んだ線、ロからハの間の最大高潮時海岸線、ハ、ニ、ホ、への各点を順次に結んだ線及びへからイの間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.663850度東経128.103780度の点 ロ 北緯26.665900度東経128.103970度の点 ハ 北緯26.666370度東経128.106220度の点 ニ 北緯26.666317度東経128.108517度の点 ホ 北緯26.668133度東経128.109350度の点 へ 北緯26.668050度東経128.111432度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第059号	羽地漁業協同組合	大宜味村字宮城地先 (塩屋港内)	次のイの点とロの点を結んだ線、ロからハの間の最大高潮時海岸線、ハ、ニ、ホ、への各点を順次に結んだ線及びへからイの間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.663850度東経128.103780度の点 ロ 北緯26.665900度東経128.103970度の点 ハ 北緯26.666370度東経128.106220度の点 ニ 北緯26.666317度東経128.108517度の点 ホ 北緯26.668133度東経128.109350度の点 へ 北緯26.668050度東経128.111432度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	—
特区第060号	羽地漁業協同組合	大宜味村字宮城地先 (塩屋港内)	次のイの点とロの点を結んだ線、ロからハの間の最大高潮時海岸線、ハ、ニ、ホ、への各点を順次に結んだ線及びへからイの間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.663850度東経128.103780度の点 ロ 北緯26.665900度東経128.103970度の点 ハ 北緯26.666370度東経128.106220度の点 ニ 北緯26.666317度東経128.108517度の点 ホ 北緯26.668133度東経128.109350度の点 へ 北緯26.668050度東経128.111432度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	—
特区第061号	羽地漁業協同組合	大宜味村字宮城地先 (塩屋港内)	次のイの点とロの点を結んだ線、ロからハの間の最大高潮時海岸線、ハ、ニ、ホ、への各点を順次に結んだ線及びへからイの間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.663850度東経128.103780度の点 ロ 北緯26.665900度東経128.103970度の点 ハ 北緯26.666370度東経128.106220度の点 ニ 北緯26.666317度東経128.108517度の点 ホ 北緯26.668133度東経128.109350度の点 へ 北緯26.668050度東経128.111432度の点	第一種区画漁業	カキひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	—
特区第062号	羽地漁業協同組合	大宜味村字津波地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.681189度東経128.054375度の点 ロ 北緯26.677617度東経128.049844度の点 ハ 北緯26.664050度東経128.063100度の点 ニ 北緯26.667622度東経128.067631度の点 イ 北緯26.681189度東経128.054375度の点	第一種区画漁業	クロマグロ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
特区第063号	羽地漁業協同組合	大宜味村字津波地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.681189度東経128.054375度の点 ロ 北緯26.677617度東経128.049844度の点 ハ 北緯26.664050度東経128.063100度の点 ニ 北緯26.667622度東経128.067631度の点 イ 北緯26.681189度東経128.054375度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大宜味村	—
特区第064号	羽地漁業協同組合	名護市字源河地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点 ロ 北緯26.668533度東経128.054383度の点 ハ 北緯26.664050度東経128.063100度の点 ニ 北緯26.656217度東経128.058100度の点 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点	第一種区画漁業	クロマグロ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字福嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第065号	羽地漁業協同組合	名護市字源河地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点 ロ 北緯26.668533度東経128.054383度の点 ハ 北緯26.664050度東経128.063100度の点 ニ 北緯26.656217度東経128.058100度の点 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クマゴロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第066号	羽地漁業協同組合	名護市字源河地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点 ロ 北緯26.668533度東経128.054383度の点 ハ 北緯26.664050度東経128.063100度の点 ニ 北緯26.656217度東経128.058100度の点 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第067号	羽地漁業協同組合	名護市字源河地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点 ロ 北緯26.668533度東経128.054383度の点 ハ 北緯26.664050度東経128.063100度の点 ニ 北緯26.656217度東経128.058100度の点 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点	第一種区画漁業	シヤコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第068号	羽地漁業協同組合	名護市字源河地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点 ロ 北緯26.668533度東経128.054383度の点 ハ 北緯26.664050度東経128.063100度の点 ニ 北緯26.656217度東経128.058100度の点 イ 北緯26.660700度東経128.049383度の点	第一種区画漁業	ナマコ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第069号	羽地漁業協同組合	名護市字済井出地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.661117度東経128.032383度の点 ロ 北緯26.670022度東経128.027564度の点 ハ 北緯26.671746度東経128.032003度の点 ニ 北緯26.672267度東経128.038633度の点 ホ 北緯26.669417度東経128.040133度の点 ヘ 北緯26.660067度東経128.037533度の点 ト 北緯26.659133度東経128.035817度の点 イ 北緯26.661117度東経128.032383度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第070号	羽地漁業協同組合	名護市字済井出地先(屋我地漁港の南東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.661117度東経128.032383度の点 ロ 北緯26.670022度東経128.027564度の点 ハ 北緯26.671746度東経128.032003度の点 ニ 北緯26.672267度東経128.038633度の点 ホ 北緯26.669417度東経128.040133度の点 ヘ 北緯26.660067度東経128.037533度の点 ト 北緯26.659133度東経128.035817度の点 イ 北緯26.661117度東経128.032383度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第071号	羽地漁業協同組合	名護市宇済井出地先 (屋我地漁港の北東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.675360度東経128.030310度の点 ロ 北緯26.680500度東経128.029717度の点 ハ 北緯26.674617度東経128.042417度の点 ニ 北緯26.672080度東経128.041950度の点 イ 北緯26.675360度東経128.030310度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第072号	羽地漁業協同組合	名護市宇済井出地先 (屋我地漁港の北東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.675360度東経128.030310度の点 ロ 北緯26.680500度東経128.029717度の点 ハ 北緯26.674617度東経128.042417度の点 ニ 北緯26.672080度東経128.041950度の点 イ 北緯26.675360度東経128.030310度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第073号	羽地漁業協同組合	名護市宇済井出地先 (屋我地漁港の北東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.674617度東経128.042417度の点 ロ 北緯26.692550度東経128.045883度の点 ハ 北緯26.690467度東経128.049333度の点 ニ 北緯26.683917度東経128.049883度の点 ホ 北緯26.673700度東経128.048433度の点 イ 北緯26.674617度東経128.042417度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第074号	羽地漁業協同組合	名護市宇済井出地先 (屋我地漁港の北東沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.674617度東経128.042417度の点 ロ 北緯26.692550度東経128.045883度の点 ハ 北緯26.690467度東経128.049333度の点 ニ 北緯26.683917度東経128.049883度の点 ホ 北緯26.673700度東経128.048433度の点 イ 北緯26.674617度東経128.042417度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第075号	羽地漁業協同組合	名護市宇屋我地先(屋我地大橋の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.647000度東経128.040000度の点 ロ 北緯26.650000度東経128.040000度の点 ハ 北緯26.650000度東経128.043000度の点 ニ 北緯26.648000度東経128.044000度の点 イ 北緯26.647000度東経128.040000度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第076号	羽地漁業協同組合	名護市宇屋我地先(屋我地大橋の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.648417度東経128.039083度の点 ロ 北緯26.645050度東経128.040783度の点 ハ 北緯26.644500度東経128.036500度の点 ニ 北緯26.647000度東経128.035917度の点 イ 北緯26.648417度東経128.039083度の点	第一種区画漁業	藻類浮き流し式養殖業 (モズク・ヒトエグサを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第077号	羽地漁業協同組合	名護市宇真喜屋地先 (屋我地大橋の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.642404度東経128.032830度の点 ロ 北緯26.642827度東経128.032981度の点 ハ 北緯26.642687度東経128.033514度の点 ニ 北緯26.642250度東経128.033366度の点 イ 北緯26.642404度東経128.032830度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、字我部、字運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第078号	羽地漁業協同組合	名護市宇真喜屋地先 (羽地奥武橋の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.637710度東経128.037490度の点 ロ 北緯26.637710度東経128.036830度の点 ハ 北緯26.638270度東経128.037620度の点 ニ 北緯26.637580度東経128.038270度の点 イ 北緯26.637010度東経128.037490度の点	第一種区画漁業	藻類浮き流し式養殖業 (モズク・ヒトエグサを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、宇我部、宇運天原、宇済井出、宇屋我、宇源河、宇稲嶺、宇真喜屋、宇仲尾次、宇川上、宇親川、宇田井等、宇振慶名、宇山田、宇仲尾、宇伊差川、宇古我知、宇我部祖河及び宇呉我	—
特区第079号	羽地漁業協同組合	名護市宇屋我地先(屋我地大橋の西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.647250度東経128.030817度の点 ロ 北緯26.647267度東経128.032350度の点 ハ 北緯26.645700度東経128.032350度の点 ニ 北緯26.645700度東経128.030783度の点 イ 北緯26.647250度東経128.030817度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、宇我部、宇運天原、宇済井出、宇屋我、宇源河、宇稲嶺、宇真喜屋、宇仲尾次、宇川上、宇親川、宇田井等、宇振慶名、宇山田、宇仲尾、宇伊差川、宇古我知、宇我部祖河及び宇呉我	—
特区第080号	羽地漁業協同組合	名護市饒平名地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.655583度東経128.017800度の点 ロ 北緯26.653500度東経128.016250度の点 ハ 北緯26.651483度東経128.019667度の点 ニ 北緯26.653350度東経128.020750度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、宇我部、宇運天原、宇済井出、宇屋我、宇源河、宇稲嶺、宇真喜屋、宇仲尾次、宇川上、宇親川、宇田井等、宇振慶名、宇山田、宇仲尾、宇伊差川、宇古我知、宇我部祖河及び宇呉我	—
特区第081号	羽地漁業協同組合	名護市宇我部地先	次のイの点とロの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.663370度東経127.994630度の点 ロ 北緯26.665720度東経127.994300度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマクロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、宇我部、宇運天原、宇済井出、宇屋我、宇源河、宇稲嶺、宇真喜屋、宇仲尾次、宇川上、宇親川、宇田井等、宇振慶名、宇山田、宇仲尾、宇伊差川、宇古我知、宇我部祖河及び宇呉我	—
特区第082号	羽地漁業協同組合	名護市宇運天原地先 (運天原港の南岸)	次のイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.671210度東経127.995210度の点 ロ 北緯26.673420度東経127.997270度の点 ハ 北緯26.672080度東経127.999410度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマクロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、宇我部、宇運天原、宇済井出、宇屋我、宇源河、宇稲嶺、宇真喜屋、宇仲尾次、宇川上、宇親川、宇田井等、宇振慶名、宇山田、宇仲尾、宇伊差川、宇古我知、宇我部祖河及び宇呉我	—
特区第083号	羽地漁業協同組合	名護市宇運天原地先 (運天原港内の南)	次のイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.671210度東経127.995210度の点 ロ 北緯26.673420度東経127.997270度の点 ハ 北緯26.672080度東経127.999410度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、宇我部、宇運天原、宇済井出、宇屋我、宇源河、宇稲嶺、宇真喜屋、宇仲尾次、宇川上、宇親川、宇田井等、宇振慶名、宇山田、宇仲尾、宇伊差川、宇古我知、宇我部祖河及び宇呉我	—
特区第084号	羽地漁業協同組合	名護市宇運天原地先 (運天原港内の南)	次のイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.671210度東経127.995210度の点 ロ 北緯26.673420度東経127.997270度の点 ハ 北緯26.672080度東経127.999410度の点	第一種区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市宇饒平名、宇我部、宇運天原、宇済井出、宇屋我、宇源河、宇稲嶺、宇真喜屋、宇仲尾次、宇川上、宇親川、宇田井等、宇振慶名、宇山田、宇仲尾、宇伊差川、宇古我知、宇我部祖河及び宇呉我	—

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第085号	羽地漁業協同組合	名護市宇運天原地先 (運天原港の北岸)	次のイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.673270度東経127.999500度の点 ロ 北緯26.674170度東経127.998000度の点 ハ 北緯26.675060度東経127.998985度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、宇運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第086号	羽地漁業協同組合	名護市宇運天原地先	次のイの点とロの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.675380度東経127.998980度の点 ロ 北緯26.676600度東経128.003120度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字饒平名、字我部、宇運天原、字済井出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我	—
特区第087号	今帰仁漁業協同組合	今帰仁村字古宇利地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.683700度東経128.016083度の点 ロ 北緯26.691917度東経128.020750度の点 ハ 北緯26.695760度東経128.025600度の点 ニ 北緯26.698500度東経128.026620度の点 ホ 北緯26.702883度東経128.030533度の点 ヘ 北緯26.698717度東経128.041500度の点 ト 北緯26.692550度東経128.045883度の点 チ 北緯26.674617度東経128.042417度の点 リ 北緯26.680500度東経128.029717度の点 イ 北緯26.683700度東経128.016083度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	今帰仁村	—
特区第088号	今帰仁漁業協同組合	今帰仁村字湧川地先 (ワルミ大橋の南)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.667670度東経127.994150度の点 ロ 北緯26.666867度東経127.993533度の点 ハ 北緯26.666383度東経127.993183度の点 ニ 北緯26.665117度東経127.992867度の点	第一種区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	今帰仁村	—
特区第089号	今帰仁漁業協同組合	今帰仁村字湧川地先 (ワルミ大橋の南)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.667670度東経127.994150度の点 ロ 北緯26.666867度東経127.993533度の点 ハ 北緯26.666383度東経127.993183度の点 ニ 北緯26.665117度東経127.992867度の点	第一種区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	今帰仁村	—
特区第090号	今帰仁漁業協同組合	今帰仁村字湧川地先 (ワルミ大橋の南)	次のイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.667670度東経127.994150度の点 ロ 北緯26.666867度東経127.993533度の点 ハ 北緯26.666383度東経127.993183度の点 ニ 北緯26.665117度東経127.992867度の点	第一種区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	今帰仁村	—
特区第091号	今帰仁漁業協同組合	今帰仁村字湧川地先 (運水路の南側)	次のイの点とロの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.662650度東経127.992640度の点 ロ 北緯26.660320度東経127.991250度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	今帰仁村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第092号	今帰仁漁業協同組合	今帰仁村字湧川地先 (運天水路の南側)	次のイ、ロの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.662650度東経127.992640度の点 ロ 北緯26.660320度東経127.991250度の点	第一種区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	今帰仁村	—
特区第093号	今帰仁漁業協同組合	今帰仁村字湧川地先 (運天水路の南側)	次のイ、ロの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.662650度東経127.992640度の点 ロ 北緯26.660320度東経127.991250度の点	第一種区画漁業	ライブロック垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	今帰仁村	—
特区第094号	今帰仁漁業協同組合	今帰仁村字崎山地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.700410度東経127.969040度の点 ロ 北緯26.700505度東経127.970921度の点 ハ 北緯26.698849度東経127.971286度の点 ニ 北緯26.698704度東経127.969710度の点 ホ 北緯26.694680度東経127.969240度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	今帰仁村	—
特区第095号	本部漁業協同組合	本部町字新里地先(新里漁港の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.706517度東経127.902433度の点 ロ 北緯26.706633度東経127.900017度の点 ハ 北緯26.709083度東経127.900200度の点 ニ 北緯26.709500度東経127.903933度の点 ホ 北緯26.707100度東経127.903950度の点 イ 北緯26.706517度東経127.902433度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第096号	本部漁業協同組合	本部町字備瀬地先(備瀬崎の東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.706083度東経127.889667度の点 ロ 北緯26.707067度東経127.889533度の点 ハ 北緯26.706450度東経127.890667度の点 ニ 北緯26.705833度東経127.890617度の点 イ 北緯26.706083度東経127.889667度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第097号	本部漁業協同組合	本部町字備瀬地先(備瀬海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.703617度東経127.876283度の点 ロ 北緯26.706017度東経127.874000度の点 ハ 北緯26.709317度東経127.873300度の点 ニ 北緯26.709583度東経127.877283度の点 ホ 北緯26.708067度東経127.878533度の点 ヘ 北緯26.703833度東経127.878867度の点 イ 北緯26.703617度東経127.876283度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第098号	本部漁業協同組合	本部町字備瀬地先(備瀬海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.705533度東経127.879367度の点 ロ 北緯26.706383度東経127.879300度の点 ハ 北緯26.706433度東経127.880000度の点 ニ 北緯26.705583度東経127.880067度の点 イ 北緯26.705533度東経127.879367度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第099号	本部漁業協同組合	本部町字浜元地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.662150度東経127.872000度の点 ロ 北緯26.678700度東経127.874083度の点 ハ 北緯26.674117度東経127.881333度の点 ニ 北緯26.666417度東経127.875833度の点 ホ 北緯26.662383度東経127.876533度の点 イ 北緯26.662150度東経127.872000度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第100号	本部漁業協同組合	本部町字浜元地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.666420度東経127.875830度の点 ロ 北緯26.673100度東経127.880570度の点 ハ 北緯26.666750度東経127.883330度の点 ニ 北緯26.665500度東経127.880700度の点 ホ 北緯26.665450度東経127.878100度の点 イ 北緯26.666420度東経127.875830度の点	第一種区画漁業	クロマグロ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	生け簀の形状、規格及び台数は次に掲げるとおりとする。ただし、生け簀の総面積が現有面積30.072㎡を超えない範囲で生け簀の形状、規格又は台数を変更する場合は、この限りではない。 (1) 縦90m、横60m、深さ20mの生け簀 2台 (2) 縦80m、横40m、深さ20mの生け簀 1台 (3) 縦60m、横60m、深さ20mの生け簀 3台 (4) 一辺22.5m、深さ20mの正八角形の生け簀 1台 (5) 直径60m、深さ20mの円形の生け簀 1台
特区第101号	本部漁業協同組合	本部町字浜元地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.666420度東経127.875830度の点 ロ 北緯26.673100度東経127.880570度の点 ハ 北緯26.666750度東経127.883330度の点 ニ 北緯26.665500度東経127.880700度の点 ホ 北緯26.665450度東経127.878100度の点 イ 北緯26.666420度東経127.875830度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第103号	本部漁業協同組合	本部町字大浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.66067度東経127.879167度の点 ロ 北緯26.660583度東経127.879217度の点 ハ 北緯26.66067度東経127.881650度の点 ニ 北緯26.660300度東経127.881600度の点 イ 北緯26.66067度東経127.879167度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第104号	本部漁業協同組合	本部町字瀬底地先(瀬底島の北岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.649917度東経127.874583度の点 ロ 北緯26.654150度東経127.869767度の点 ハ 北緯26.657450度東経127.868150度の点 ニ 北緯26.657450度東経127.870067度の点 ホ 北緯26.654483度東経127.871217度の点 ヘ 北緯26.650483度東経127.875317度の点 イ 北緯26.649917度東経127.874583度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第105号	本部漁業協同組合	本部町字瀬底(瀬底島の東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.645850度東経127.872600度の点 ロ 北緯26.645850度東経127.874100度の点 ハ 北緯26.637533度東経127.871400度の点 ニ 北緯26.630950度東経127.865717度の点 ホ 北緯26.626817度東経127.864800度の点 ヘ 北緯26.627850度東経127.861750度の点 ト 北緯26.634758度東経127.865143度の点 チ 北緯26.639150度東経127.870233度の点 イ 北緯26.645850度東経127.872600度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第106号	本部漁業協同組合	本部町字健堅地先(浜崎漁港)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.645660度東経127.878450度の点 ロ 北緯26.647080度東経127.878200度の点 ハ 北緯26.648530度東経127.878980度の点 ニ 北緯26.648090度東経127.879640度の点 ホ 北緯26.646730度東経127.878860度の点 ヘ 北緯26.646120度東経127.878790度の点 イ 北緯26.645660度東経127.878450度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第107号	本部漁業協同組合	本部町水崎本部地先(塩川)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.616700度東経127.887533度の点 ロ 北緯26.620367度東経127.887283度の点 ハ 北緯26.620717度東経127.888700度の点 ニ 北緯26.616483度東経127.891367度の点 ホ 北緯26.615617度東経127.890550度の点 イ 北緯26.616700度東経127.887533度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第108号	本部漁業協同組合	本部町水納島の北岸	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.646700度東経127.809550度の点 ロ 北緯26.652700度東経127.805870度の点 ハ 北緯26.655820度東経127.809450度の点 ニ 北緯26.654020度東経127.813970度の点 ホ 北緯26.652730度東経127.815980度の点 ヘ 北緯26.650730度東経127.814470度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第109号	本部漁業協同組合	本部町水納島の南岸	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.642520度東経127.812370度の点 ロ 北緯26.644130度東経127.814280度の点 ハ 北緯26.644470度東経127.822220度の点 ニ 北緯26.640930度東経127.820230度の点 イ 北緯26.642520度東経127.812370度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本部町	—
特区第110号	名護漁業協同組合	名護市字城地先(名護漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.585802度東経127.980113度の点 ロ 北緯26.585413度東経127.980338度の点 ハ 北緯26.585245度東経127.979968度の点 ニ 北緯26.585636度東経127.979764度の点 イ 北緯26.585802度東経127.980113度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市(ただし、名護市字鏡平名、字我部、字運天原、字湧井出、字屋我、字源河、字福嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川上、字親川、字田井等、字振慶名、字山田、字仲尾、字伊差川、字古我知、字我部祖河及び字呉我を除く。)	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第111号	名護漁業協同組合	名護市字久志地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.498233度東経128.014133度の点 ロ 北緯26.504517度東経128.009500度の点 ハ 北緯26.509417度東経128.030083度の点 ニ 北緯26.505767度東経128.032117度の点 イ 北緯26.498233度東経128.014133度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	名護市字久志、字豊原、字辺野古、字二見、字大浦、字大川、字瀬嵩、字汀間、字三原、字安部、字嘉陽及び字天仁屋	—
特区第112号	伊江漁業協同組合	伊江村東江前地先(伊江ビーチ)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.704122度東経127.823375度の点 ロ 北緯26.706705度東経127.823393度の点 ハ 北緯26.706992度東経127.825747度の点 ニ 北緯26.705208度東経127.826958度の点 イ 北緯26.704122度東経127.823375度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—
特区第113号	伊江漁業協同組合	伊江村字東江前地先(アラ浜から伊江ビーチ西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.703755度東経127.812364度の点 ロ 北緯26.705358度東経127.813140度の点 ハ 北緯26.706333度東経127.813100度の点 ニ 北緯26.708400度東経127.823417度の点 ホ 北緯26.704970度東経127.823300度の点 イ 北緯26.703755度東経127.816971度の点 イ 北緯26.703755度東経127.812364度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—
特区第114号	伊江漁業協同組合	伊江村字東江前地先(具志漁港防波堤外)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.702667度東経127.808250度の点 ロ 北緯26.704267度東経127.808050度の点 ハ 北緯26.704295度東経127.811233度の点 ニ 北緯26.702759度東経127.811267度の点 イ 北緯26.702667度東経127.808250度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—
特区第115号	伊江漁業協同組合	伊江村字川平地先(伊江港防波堤外)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.703683度東経127.797567度の点 ロ 北緯26.705740度東経127.798226度の点 ハ 北緯26.705283度東経127.800417度の点 ニ 北緯26.704039度東経127.801627度の点 ホ 北緯26.702867度東経127.801000度の点 イ 北緯26.703683度東経127.797567度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—
特区第116号	伊江漁業協同組合	伊江村字川平地先(伊江港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.708167度東経127.790083度の点 ロ 北緯26.709217度東経127.790383度の点 ハ 北緯26.708567度東経127.794283度の点 ニ 北緯26.707483度東経127.794233度の点 イ 北緯26.708167度東経127.790083度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クルマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—
特区第117号	伊江漁業協同組合	伊江村字川平地先(伊江港の防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.708167度東経127.790083度の点 ロ 北緯26.709217度東経127.790383度の点 ハ 北緯26.708567度東経127.794283度の点 ニ 北緯26.707483度東経127.794233度の点 イ 北緯26.708167度東経127.790083度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第118号	伊江漁業協同組合	伊江村字川平地先(伊江港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.708167度東経127.790083度の点 ロ 北緯26.709217度東経127.790383度の点 ハ 北緯26.708567度東経127.794283度の点 ニ 北緯26.707483度東経127.794233度の点 イ 北緯26.708167度東経127.790083度の点	第一種区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—
特区第119号	伊江漁業協同組合	伊江村字川平地先(伊江港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.708167度東経127.790083度の点 ロ 北緯26.709217度東経127.790383度の点 ハ 北緯26.708567度東経127.794283度の点 ニ 北緯26.707483度東経127.794233度の点 イ 北緯26.708167度東経127.790083度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—
特区第120号	伊江漁業協同組合	伊江村字川平地先(魚類養殖場の西)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.709770度東経127.792830度の点 ロ 北緯26.709300度東経127.792580度の点 ハ 北緯26.709270度東経127.783730度の点 ニ 北緯26.709770度東経127.783730度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—
特区第121号	伊江漁業協同組合	伊江村字西江前地先(ワタルージ浜)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.711000度東経127.754370度の点 ロ 北緯26.710470度東経127.753680度の点 ハ 北緯26.711930度東経127.752230度の点 ニ 北緯26.712420度東経127.752980度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊江村	—
特区第122号	恩納村漁業協同組合	恩納村字瀬良垣地先(瀬良垣ビーチ)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.506000度東経127.860550度の点 ロ 北緯26.509333度東経127.859550度の点 ハ 北緯26.512317度東経127.866183度の点 ニ 北緯26.509883度東経127.867217度の点 イ 北緯26.506000度東経127.860550度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第123号	恩納村漁業協同組合	恩納村字瀬良垣地先(万座ビーチ)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.503100度東経127.854083度の点 ロ 北緯26.507783度東経127.850900度の点 ハ 北緯26.510967度東経127.855133度の点 ニ 北緯26.504967度東経127.857917度の点 イ 北緯26.503100度東経127.854083度の点	第三種区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第124号	恩納村漁業協同組合	恩納村字瀬良垣地先(万座ビーチ)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.503100度東経127.854083度の点 ロ 北緯26.507783度東経127.850900度の点 ハ 北緯26.510967度東経127.855133度の点 ニ 北緯26.504967度東経127.857917度の点 イ 北緯26.503100度東経127.854083度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第125号	恩納村漁業協同組合	恩納村字恩納地先(屋嘉田潟原)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.478983度東経127.824350度の点 ロ 北緯26.482917度東経127.820500度の点 ハ 北緯26.492417度東経127.834867度の点 ニ 北緯26.487267度東経127.837367度の点 イ 北緯26.478983度東経127.824350度の点	第三種区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第126号	恩納村漁業協同組合	恩納村字恩納地先(屋嘉田潟原)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.489900度東経127.834550度の点 ロ 北緯26.492033度東経127.836217度の点 ハ 北緯26.491217度東経127.839967度の点 ニ 北緯26.485883度東経127.840500度の点 イ 北緯26.489900度東経127.834550度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第127号	恩納村漁業協同組合	恩納村字恩納地先(屋嘉田潟原)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.478880度東経127.837100度の点 ロ 北緯26.484030度東経127.841880度の点 ハ 北緯26.491220度東経127.839970度の点 ニ 北緯26.492880度東経127.842000度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第128号	恩納村漁業協同組合	恩納村字谷茶から宇恩納地先(谷茶海岸から屋嘉田潟原)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.462030度東経127.814330度の点 ロ 北緯26.465570度東経127.812230度の点 ハ 北緯26.488630度東経127.835300度の点 ニ 北緯26.481230度東経127.845930度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第129号	恩納村漁業協同組合	恩納村字恩納地先(屋嘉田潟原)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.482667度東経127.826200度の点 ロ 北緯26.484733度東経127.827317度の点 ハ 北緯26.484567度東経127.827700度の点 ニ 北緯26.482550度東経127.826617度の点 イ 北緯26.482667度東経127.826200度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
特区第130号	恩納村漁業協同組合	恩納村字谷茶地先(谷茶海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.469683度東経127.823517度の点 ロ 北緯26.471383度東経127.821983度の点 ハ 北緯26.478633度東経127.826333度の点 ニ 北緯26.475617度東経127.829017度の点 イ 北緯26.469683度東経127.823517度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
特区第131号	恩納村漁業協同組合	恩納村字富着地先(タイガービーチ)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.455280度東経127.804770度の点 ロ 北緯26.456250度東経127.803430度の点 ハ 北緯26.460500度東経127.808180度の点 ニ 北緯26.458583度東経127.809800度の点 ホ 北緯26.455167度東経127.806200度の点 イ 北緯26.455280度東経127.804770度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第132号	恩納村漁業協同組合	恩納村字仲泊地先(仲泊海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.437180度東経127.795830度の点 ロ 北緯26.438783度東経127.790750度の点 ハ 北緯26.441350度東経127.787120度の点 ニ 北緯26.450050度東経127.789950度の点 ホ 北緯26.452680度東経127.801480度の点 ヘ 北緯26.449222度東経127.800081度の点 ト 北緯26.448311度東経127.799014度の点 チ 北緯26.447228度東経127.798625度の点 リ 北緯26.446309度東経127.799170度の点 イ 北緯26.437180度東経127.795830度の点	第三種区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第133号	恩納村漁業協同組合	恩納村字仲泊地先(仲泊海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.441350度東経127.787120度の点 ロ 北緯26.447817度東経127.791970度の点 ハ 北緯26.447450度東経127.795220度の点 ニ 北緯26.438783度東経127.790750度の点 イ 北緯26.441350度東経127.787120度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
特区第134号	恩納村漁業協同組合	恩納村字仲泊地先(仲泊海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.436440度東経127.798169度の点 ロ 北緯26.438783度東経127.790750度の点 ハ 北緯26.447450度東経127.795220度の点 ニ 北緯26.447228度東経127.798625度の点 ホ 北緯26.445931度東経127.799394度の点 ヘ 北緯26.444433度東経127.799692度の点 ト 北緯26.444231度東経127.800417度の点 チ 北緯26.444222度東経127.804006度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第135号	恩納村漁業協同組合	恩納村字真栄田(真栄田漁港の西)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.433911度東経127.759686度の点 ロ 北緯26.436767度東経127.760267度の点 ハ 北緯26.436717度東経127.762633度の点 ニ 北緯26.436497度東経127.762784度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第136号	恩納村漁業協同組合	恩納村字真栄田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.431897度東経127.755811度の点 ロ 北緯26.432317度東経127.755367度の点 ハ 北緯26.432461度東経127.756083度の点 ニ 北緯26.431522度東経127.756500度の点 イ 北緯26.431897度東経127.755811度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—
特区第137号	恩納村漁業協同組合	恩納村字真栄田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.424420度東経127.742680度の点 ロ 北緯26.427400度東経127.740970度の点 ハ 北緯26.435670度東経127.754620度の点 ニ 北緯26.433250度東経127.756583度の点 イ 北緯26.424420度東経127.742680度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	恩納村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第138号	宜野座村漁業協同組合	宜野座村字松田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.500233度東経128.003283度の点 ロ 北緯26.501017度東経128.005967度の点 ハ 北緯26.495483度東経128.011217度の点 ニ 北緯26.493200度東経128.007967度の点 イ 北緯26.500233度東経128.003283度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宜野座村	—
特区第139号	宜野座村漁業協同組合	宜野座村字宜野座地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.473200度東経127.997633度の点 ロ 北緯26.475517度東経127.994083度の点 ハ 北緯26.478333度東経127.994300度の点 ニ 北緯26.480483度東経127.998067度の点 ホ 北緯26.482150度東経128.003617度の点 ヘ 北緯26.477183度東経128.007100度の点 ト 北緯26.472750度東経128.000517度の点 イ 北緯26.473200度東経127.997633度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宜野座村	—
特区第140号	宜野座村漁業協同組合	宜野座村字宜野座地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.463833度東経127.988050度の点 ロ 北緯26.468483度東経127.982933度の点 ハ 北緯26.474217度東経127.994417度の点 ニ 北緯26.472950度東経127.997567度の点 ホ 北緯26.471267度東経127.999050度の点 ヘ 北緯26.468833度東経128.000183度の点 ト 北緯26.463633度東経127.989300度の点 イ 北緯26.463833度東経127.988050度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宜野座村	—
特区第141号	宜野座村漁業協同組合	宜野座村字惣慶地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.461633度東経127.970517度の点 ロ 北緯26.465883度東経127.968050度の点 ハ 北緯26.467633度東経127.977200度の点 ニ 北緯26.464267度東経127.977650度の点 イ 北緯26.461633度東経127.970517度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宜野座村	—
特区第142号	宜野座村漁業協同組合	宜野座村字漢那地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.466380度東経127.960680度の点 ロ 北緯26.467800度東経127.960030度の点 ハ 北緯26.468620度東経127.961820度の点 ニ 北緯26.467450度東経127.962267度の点 イ 北緯26.466380度東経127.960680度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宜野座村	—
特区第143号	金武漁業協同組合	金武町字金武地先(ギンバル)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.454450度東経127.951667度の点 ロ 北緯26.455167度東経127.953633度の点 ハ 北緯26.454083度東経127.954117度の点 ニ 北緯26.453350度東経127.952167度の点 イ 北緯26.454450度東経127.951667度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	金武町	—
特区第144号	金武漁業協同組合	金武町字金武地先(ブルービーチ北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.444300度東経127.947667度の点 ロ 北緯26.450167度東経127.948133度の点 ハ 北緯26.452667度東経127.952700度の点 ニ 北緯26.451550度東経127.955083度の点 ホ 北緯26.445500度東経127.956683度の点 ヘ 北緯26.443867度東経127.954750度の点 イ 北緯26.444300度東経127.947667度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	金武町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第145号	金武漁業協同組合	金武町字金武地先(ブルービーテ北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.444250度東経127.944083度の点 ロ 北緯26.446637度東経127.944083度の点 ハ 北緯26.446637度東経127.947533度の点 ニ 北緯26.444250度東経127.947533度の点 イ 北緯26.444250度東経127.944083度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	金武町	—
特区第146号	金武漁業協同組合	金武町字金武地先(ブルービーテ西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.437550度東経127.930550度の点 ロ 北緯26.438883度東経127.933550度の点 ハ 北緯26.438883度東経127.93517度の点 ニ 北緯26.435500度東経127.93517度の点 ホ 北緯26.435500度東経127.935833度の点 イ 北緯26.435167度東経127.931383度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	金武町	—
特区第147号	金武漁業協同組合	金武町字伊芸地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.448700度東経127.879383度の点 ロ 北緯26.453633度東経127.877467度の点 ハ 北緯26.454700度東経127.883283度の点 ニ 北緯26.454167度東経127.890550度の点 ホ 北緯26.449883度東経127.896533度の点 ヘ 北緯26.444967度東経127.896533度の点 イ 北緯26.448700度東経127.879383度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	金武町	—
特区第148号	金武漁業協同組合	金武町字屋嘉地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.441550度東経127.849500度の点 ロ 北緯26.445200度東経127.851667度の点 ハ 北緯26.449533度東経127.855033度の点 ニ 北緯26.454883度東経127.866700度の点 ホ 北緯26.452333度東経127.872283度の点 ヘ 北緯26.452533度東経127.876033度の点 ト 北緯26.449150度東経127.877467度の点 チ 北緯26.432583度東経127.859367度の点 イ 北緯26.441550度東経127.849500度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	金武町	—
特区第149号	金武漁業協同組合	金武町字屋嘉地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.436450度東経127.846333度の点 ロ 北緯26.441567度東経127.849500度の点 ハ 北緯26.433217度東経127.858667度の点 ニ 北緯26.433483度東経127.851633度の点 イ 北緯26.436450度東経127.846333度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	金武町	—
特区第150号	金武漁業協同組合	金武町字屋嘉地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.429870度東経127.862370度の点 ロ 北緯26.431650度東経127.863670度の点 ハ 北緯26.431380度東経127.864650度の点 ニ 北緯26.429467度東経127.863050度の点 イ 北緯26.429870度東経127.862370度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	金武町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第151号	石川漁業協同組合	うるま市石川地先(金武湾港石川地区)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.421944度東経127.831111度の点 ロ 北緯26.421111度東経127.830833度の点 ハ 北緯26.420000度東経127.836944度の点 ニ 北緯26.421111度東経127.836944度の点 イ 北緯26.421944度東経127.831111度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市石川、石川一丁目、石川二丁目、石川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苅、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、宇赤野、宇赤道、宇安慶名、安慶名一丁目、安慶名二丁目、安慶名三丁目、宇西原、宇上江洲、宇宇壁、宇江洲、宇栄野比、宇大田、宇兼箇段、宇川崎、宇川田、宇喜屋武、喜仲一丁目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、喜仲四丁目、宇具志川、宇昆布、宇塩屋、宇州崎、宇平良川、宇高江洲、宇田場、宇天願、宇豊原、宇仲嶺、宇前原、宇宮里、みどり町一丁目、みどり町二丁目、みどり町三丁目、みどり町四丁目、みどり町五丁目及びみどり町六丁目	
特区第152号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城伊計地先(金武湾港(伊計地区)防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.383186度東経127.991464度の点 ロ 北緯26.383917度東経127.991210度の点 ハ 北緯26.384719度東経127.991686度の点 ニ 北緯26.383547度東経127.992546度の点 イ 北緯26.383186度東経127.991464度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城鏡辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第153号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城伊計地先(伊計港外)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.382743度東経127.991721度の点 ロ 北緯26.383183度東経127.992977度の点 ハ 北緯26.383267度東経127.993850度の点 ニ 北緯26.382133度東経127.997567度の点 ホ 北緯26.379550度東経127.997133度の点 ヘ 北緯26.377467度東経127.995567度の点 ト 北緯26.380583度東経127.993833度の点 チ 北緯26.382367度東経127.992117度の点 イ 北緯26.382743度東経127.991721度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第154号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城池味地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.384883度東経127.988250度の点 ロ 北緯26.385067度東経127.988550度の点 ハ 北緯26.384283度東経127.989783度の点 ニ 北緯26.382117度東経127.991717度の点 ホ 北緯26.380017度東経127.993450度の点 ヘ 北緯26.378167度東経127.994167度の点 ト 北緯26.377939度東経127.992153度の点 チ 北緯26.375958度東経127.989422度の点 リ 北緯26.376060度東経127.989390度の点 ヌ 北緯26.375800度東経127.988733度の点 ル 北緯26.378183度東経127.987900度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
特区第155号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城宮城地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.374900度東経127.989920度の点 ロ 北緯26.375050度東経127.989800度の点 ハ 北緯26.377450度東経127.992300度の点 ニ 北緯26.375920度東経127.994830度の点 ホ 北緯26.372970度東経127.992900度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城鏡辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第156号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城池味地先(池味漁港の防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.376250度東経127.986583度の点 ロ 北緯26.376483度東経127.986650度の点 ハ 北緯26.376117度東経127.987900度の点 ニ 北緯26.375850度東経127.988000度の点 イ 北緯26.376250度東経127.986583度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城鏡辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第157号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城池味地先(池味漁港の防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.376250度東経127.986583度の点 ロ 北緯26.376650度東経127.986717度の点 ハ 北緯26.376350度東経127.987783度の点 ニ 北緯26.375850度東経127.988000度の点 イ 北緯26.376250度東経127.986583度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第158号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城池味地先(池味漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.375917度東経127.986450度の点 ロ 北緯26.375833度東経127.986567度の点 ハ 北緯26.375633度東経127.986450度の点 ニ 北緯26.375667度東経127.986267度の点 ホ 北緯26.375883度東経127.986367度の点 イ 北緯26.375917度東経127.986450度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
特区第159号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城宮城地先(ウクの浜)	次のイの点とロの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.366800度東経127.996850度の点 ロ 北緯26.365180度東経127.994650度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第160号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城桃原地先(桃原漁港東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.360000度東経127.987870度の点 ロ 北緯26.351300度東経127.989180度の点 ハ 北緯26.349930度東経127.986550度の点 ニ 北緯26.352055度東経127.982909度の点 ホ 北緯26.349299度東経127.980121度の点 ヘ 北緯26.351370度東経127.977000度の点 ト 北緯26.352030度東経127.978110度の点 チ 北緯26.355210度東経127.978340度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第161号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城桃原地先(桃原漁港外)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.349130度東経127.982430度の点 ロ 北緯26.350830度東経127.982100度の点 ハ 北緯26.350820度東経127.984700度の点 ニ 北緯26.349867度東経127.984850度の点 イ 北緯26.349130度東経127.982430度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第162号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城平宮地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.350683度東経127.974300度の点 ロ 北緯26.350683度東経127.975917度の点 ハ 北緯26.348183度東経127.978817度の点 ニ 北緯26.345896度東経127.978337度の点 ホ 北緯26.344663度東経127.976953度の点 ヘ 北緯26.340905度東経127.977291度の点 ト 北緯26.332600度東経127.975550度の点 チ 北緯26.333576度東経127.966865度の点 リ 北緯26.331999度東経127.966092度の点 ヌ 北緯26.331999度東経127.964075度の点 ル 北緯26.333268度東経127.963517度の点 ヲ 北緯26.333833度東経127.958250度の点 ワ 北緯26.334883度東経127.958550度の点 カ 北緯26.335970度東経127.959970度の点 ヨ 北緯26.339510度東経127.960940度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
特区第163号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城平宮地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.335717度東経127.978400度の点 ロ 北緯26.337000度東経127.981400度の点 ハ 北緯26.344383度東経127.978950度の点 ニ 北緯26.347050度東経127.984767度の点 ホ 北緯26.347717度東経127.986983度の点 ヘ 北緯26.346933度東経127.988233度の点 ト 北緯26.346567度東経127.991850度の点 チ 北緯26.345433度東経127.992483度の点 リ 北緯26.332417度東経127.996433度の点 ヌ 北緯26.333617度東経127.977750度の点 イ 北緯26.335717度東経127.978400度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第164号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城桃原地先(桃原漁港の南東沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.346000度東経127.991367度の点 ロ 北緯26.346167度東経127.992217度の点 ハ 北緯26.345100度東経127.992700度の点 ニ 北緯26.344933度東経127.991833度の点 イ 北緯26.346000度東経127.991367度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第166号	与那城町漁業協同組合	うるま市勝連比嘉地先 (浮原島の北東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.309017度東経128.003883度の点 ロ 北緯26.308583度東経128.005183度の点 ハ 北緯26.306183度東経128.004333度の点 ニ 北緯26.306583度東経128.003017度の点 イ 北緯26.309017度東経128.003883度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第167号	与那城町漁業協同組合	うるま市金武湾港平安座南地区地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.336017度東経127.955283度の点 ロ 北緯26.333183度東経127.955800度の点 ハ 北緯26.331817度東経127.949083度の点 ニ 北緯26.334450度東経127.948833度の点 イ 北緯26.336017度東経127.955283度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
特区第168号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城屋平地先(海中道路の南岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.339209度東経127.944904度の点 ロ 北緯26.334450度東経127.948417度の点 ハ 北緯26.331817度東経127.948583度の点 ニ 北緯26.333583度東経127.942583度の点 ホ 北緯26.335950度東経127.940135度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平	—
特区第169号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城屋平地先(海中道路の南岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.335514度東経127.939472度の点 ロ 北緯26.332750度東経127.941917度の点 ハ 北緯26.331800度東経127.945017度の点 ニ 北緯26.326750度東経127.934183度の点 ホ 北緯26.331447度東経127.930224度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第170号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城屋敷名 (藪地島東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.310517度東経127.932220度の点 ロ 北緯26.317020度東経127.929220度の点 ハ 北緯26.320350度東経127.928680度の点 ニ 北緯26.320350度東経127.935619度の点 ホ 北緯26.315683度東経127.940667度の点 ヘ 北緯26.311450度東経127.938717度の点 ト 北緯26.312000度東経127.935483度の点 チ 北緯26.310583度東経127.934567度の点 イ 北緯26.310517度東経127.932220度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第171号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城平安座地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.344917度東経127.922517度の点 ロ 北緯26.351567度東経127.935067度の点 ハ 北緯26.349900度東経127.938167度の点 ニ 北緯26.346233度東経127.940167度の点 ホ 北緯26.345517度東経127.940850度の点 ヘ 北緯26.340417度東経127.937583度の点 ト 北緯26.341817度東経127.936017度の点 チ 北緯26.339600度東経127.933200度の点 イ 北緯26.344917度東経127.922517度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第172号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城上原地先(トンナハビーチ)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.379280度東経127.981520度の点 ロ 北緯26.380100度東経127.980970度の点 ハ 北緯26.381220度東経127.982670度の点 ニ 北緯26.380530度東経127.983380度の点 イ 北緯26.379280度東経127.981520度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第173号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城池味地先(伊計大橋西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.383070度東経127.984730度の点 ロ 北緯26.385780度東経127.982170度の点 ハ 北緯26.387480度東経127.984670度の点 ニ 北緯26.385083度東経127.986517度の点 イ 北緯26.383070度東経127.984730度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第174号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城伊計地先(伊計大橋の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.387417度東経127.987083度の点 ロ 北緯26.387917度東経127.987917度の点 ハ 北緯26.387250度東経127.988517度の点 ニ 北緯26.386583度東経127.988017度の点 ホ 北緯26.387417度東経127.987083度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第175号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城伊計地先(大泊ビーチ)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.393320度東経127.989520度の点 ロ 北緯26.393920度東経127.988480度の点 ハ 北緯26.395030度東経127.989680度の点 ニ 北緯26.394283度東経127.990717度の点 イ 北緯26.393320度東経127.989520度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第176号	与那城町漁業協同組合	うるま市与那城伊計地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.396170度東経127.991400度の点 ロ 北緯26.396920度東経127.992370度の点 ハ 北緯26.396500度東経127.993630度の点 ニ 北緯26.395300度東経127.992650度の点 イ 北緯26.396170度東経127.991400度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋敷名及び与那城屋平	—
特区第177号	勝連漁業協同組合	うるま市浜比嘉島の東	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、フ、カ、ヨの各点を順次に結んだ線、ヨからタの間の最大高潮時海岸線、タ、レ、ソ、ツの各点を順次に結んだ線、ツからホの間の最大高潮時海岸線、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キの各点を順次に結んだ線及びキからイの間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.328770度東経127.956320度の点 ロ 北緯26.329480度東経127.955600度の点 ハ 北緯26.330070度東経127.953170度の点 ニ 北緯26.331820度東経127.955830度の点 ホ 北緯26.332170度東経127.962402度の点 ハ 北緯26.330814度東経127.963474度の点 ト 北緯26.330826度東経127.965942度の点 チ 北緯26.331903度東経127.968431度の点 リ 北緯26.328870度東経128.008480度の点 ヌ 北緯26.316700度東経128.010067度の点 ル 北緯26.295083度東経127.998500度の点 ヲ 北緯26.285117度東経127.983883度の点 フ 北緯26.294333度東経127.959700度の点 カ 北緯26.308167度東経127.957533度の点 ヨ 北緯26.309250度東経127.959133度の点 タ 北緯26.313080度東経127.959930度の点 レ 北緯26.313270度東経127.962120度の点 ソ 北緯26.316130度東経127.961190度の点 ツ 北緯26.316460度東経127.960020度の点 ネ 北緯26.323035度東経127.968922度の点 ナ 北緯26.322370度東経127.969480度の点 ラ 北緯26.323280度東経127.970860度の点 ム 北緯26.324140度東経127.970150度の点 ウ 北緯26.324630度東経127.969280度の点 キ 北緯26.324670度東経127.966843度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	—

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第178号	勝連漁業協同組合	うるま市津堅島の北	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.257967度東経127.938533度の点 ロ 北緯26.264000度東経127.930333度の点 ハ 北緯26.275083度東経127.932467度の点 ニ 北緯26.289383度東経127.936883度の点 ホ 北緯26.280800度東経127.954300度の点 ヘ 北緯26.278883度東経127.963867度の点 ト 北緯26.252217度東経127.959783度の点 チ 北緯26.248500度東経127.951417度の点 リ 北緯26.248500度東経127.946583度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	—
特区第179号	勝連漁業協同組合	うるま市勝連津堅地先(津堅漁港防波堤外)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.239417度東経127.932467度の点 ロ 北緯26.244300度東経127.931950度の点 ハ 北緯26.242760度東経127.933766度の点 ニ 北緯26.243624度東経127.936663度の点 ホ 北緯26.242424度東経127.938133度の点 ヘ 北緯26.241417度東経127.940633度の点 ト 北緯26.240667度東経127.940467度の点 イ 北緯26.239417度東経127.932467度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	—
特区第180号	勝連漁業協同組合	うるま市勝連津堅(津堅港北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.246818度東経127.933990度の点 ロ 北緯26.246160度東経127.932247度の点 ハ 北緯26.247033度東経127.931083度の点 ニ 北緯26.250867度東経127.933083度の点 ホ 北緯26.251000度東経127.934267度の点 ヘ 北緯26.250183度東経127.935517度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	—
特区第181号	勝連漁業協同組合	うるま市勝連平敷屋地先(平敷屋漁港東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.301700度東経127.929250度の点 ロ 北緯26.304000度東経127.927800度の点 ハ 北緯26.310167度東経127.926867度の点 ニ 北緯26.312450度東経127.931333度の点 ホ 北緯26.310533度東経127.932217度の点 ヘ 北緯26.310583度東経127.934550度の点 ト 北緯26.312000度東経127.935467度の点 チ 北緯26.311450度東経127.938717度の点 リ 北緯26.315700度東経127.940667度の点 ヌ 北緯26.323033度東経127.932717度の点 ル 北緯26.319367度東経127.945300度の点 ヲ 北緯26.305000度東経127.944167度の点 イ 北緯26.301700度東経127.929250度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	—
特区第182号	勝連漁業協同組合	うるま市勝連浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.324217度東経127.945600度の点 ロ 北緯26.324200度東経127.945983度の点 ハ 北緯26.322333度東経127.946550度の点 ニ 北緯26.322267度東経127.946017度の点 イ 北緯26.324217度東経127.945600度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第183号	勝連漁業協同組合	うるま市勝連浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.325567度東経127.944817度の点 ロ 北緯26.327767度東経127.944100度の点 ハ 北緯26.331800度東経127.945550度の点 ニ 北緯26.330650度東経127.947917度の点 ホ 北緯26.327883度東経127.946850度の点 ヘ 北緯26.325683度東経127.946700度の点 イ 北緯26.325567度東経127.944817度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	—
特区第184号	勝連漁業協同組合	うるま市与那城平安座の西	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.346250度東経127.940183度の点 ロ 北緯26.349900度東経127.938170度の点 ハ 北緯26.351570度東経127.935070度の点 ニ 北緯26.354083度東経127.934367度の点 ホ 北緯26.355250度東経127.939833度の点 ヘ 北緯26.353933度東経127.940667度の点 ト 北緯26.348950度東経127.945667度の点 イ 北緯26.346250度東経127.940183度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	—
特区第185号	勝連漁業協同組合	中城湾平曹根灯台周辺	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.247950度東経127.882770度の点 ロ 北緯26.261280度東経127.878820度の点 ハ 北緯26.265130度東経127.866780度の点 ニ 北緯26.273300度東経127.873480度の点 ホ 北緯26.269270度東経127.871870度の点 ヘ 北緯26.263880度東経127.890280度の点 イ 北緯26.247950度東経127.882770度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	—
特区第186号	南原漁業協同組合	うるま市勝連平安名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.316417度東経127.884900度の点 ロ 北緯26.305883度東経127.895550度の点 ハ 北緯26.302783度東経127.893317度の点 ニ 北緯26.308033度東経127.885217度の点 ホ 北緯26.309067度東経127.884767度の点 ヘ 北緯26.314533度東経127.881550度の点 イ 北緯26.316417度東経127.884900度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連南風原	—
特区第187号	南原漁業協同組合	沖縄市泡瀬地先(中城湾港新港地区防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ロ 北緯26.312000度東経127.861200度の点 ハ 北緯26.311183度東経127.864050度の点 ニ 北緯26.310500度東経127.863733度の点 ホ 北緯26.310900度東経127.860800度の点 イ 北緯26.312000度東経127.861200度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	うるま市勝連南風原	—
特区第188号	沖縄市漁業協同組合	沖縄市泡瀬地先(中城湾港新港地区防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.312117度東経127.874180度の点 ロ 北緯26.313937度東経127.872962度の点 ハ 北緯26.314970度東経127.874738度の点 ニ 北緯26.313183度東経127.876292度の点 イ 北緯26.312117度東経127.874180度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	沖縄市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第189号	沖縄市漁業協同組合	沖縄市泡瀬の沖(中城湾港新港地区防波堤外)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.302067度東経127.882167度の点 ロ 北緯26.307956度東経127.872824度の点 ハ 北緯26.313800度東経127.880372度の点 ニ 北緯26.305000度東経127.883150度の点 イ 北緯26.302067度東経127.882167度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	沖縄市	—
特区第190号	沖縄市漁業協同組合	沖縄市泡瀬の沖(泡瀬地区埋立区域沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.296830度東経127.840670度の点 ロ 北緯26.298347度東経127.840672度の点 ハ 北緯26.298374度東経127.852034度の点 ニ 北緯26.301467度東経127.855454度の点 ホ 北緯26.301460度東経127.859183度の点 ヘ 北緯26.297307度東経127.867299度の点 ト 北緯26.300187度東経127.869110度の点 チ 北緯26.304443度東経127.860738度の点 リ 北緯26.305400度東経127.868770度の点 ヌ 北緯26.278200度東経127.876820度の点 ル 北緯26.273280度東経127.872350度の点 イ 北緯26.296830度東経127.840670度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	沖縄市	—
特区第191号	沖縄市漁業協同組合	沖縄市泡瀬の沖(泡瀬地区埋立区域沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.294900度東経127.861750度の点 ロ 北緯26.294530度東経127.864130度の点 ハ 北緯26.296350度東経127.864070度の点 ニ 北緯26.296717度東経127.861700度の点 イ 北緯26.294900度東経127.861750度の点	第三種区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	沖縄市	—
特区第192号	沖縄市漁業協同組合	沖縄市泡瀬地先(中城湾港新港地区防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.306333度東経127.860667度の点 ロ 北緯26.306833度東経127.860667度の点 ハ 北緯26.306833度東経127.865333度の点 ニ 北緯26.306433度東経127.865333度の点 イ 北緯26.306333度東経127.860667度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	沖縄市	—
特区第193号	沖縄市漁業協同組合	沖縄市泡瀬地先(中城湾港新港地区防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.310130度東経127.859830度の点 ロ 北緯26.310850度東経127.859820度の点 ハ 北緯26.310867度東経127.860850度の点 ニ 北緯26.310100度東経127.861070度の点 イ 北緯26.310130度東経127.859830度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	沖縄市	—
特区第194号	沖縄市漁業協同組合	沖縄市泡瀬地先(沖縄マリーナ東)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.320555度東経127.841112度の点 ロ 北緯26.321388度東経127.841388度の点 ハ 北緯26.320833度東経127.843612度の点 ニ 北緯26.319445度東経127.843888度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	沖縄市	—

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第195号	沖縄市漁業協同組合	沖縄市泡瀬地先(泡瀬通信施設外)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.319220度東経127.847500度の点 ロ 北緯26.319880度東経127.848980度の点 ハ 北緯26.318950度東経127.851000度の点 ニ 北緯26.317580度東経127.852630度の点 ホ 北緯26.315830度東経127.852630度の点 ヘ 北緯26.315830度東経127.848720度の点 ト 北緯26.317620度東経127.848750度の点 イ 北緯26.319220度東経127.847500度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	沖縄市	—
特区第196号	沖縄市漁業協同組合	沖縄市比屋根地先(沖縄県総合運動公園東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.304717度東経127.828600度の点 ロ 北緯26.303250度東経127.830583度の点 ハ 北緯26.304083度東経127.831267度の点 ニ 北緯26.307217度東経127.828450度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	沖縄市	—
特区第197号	佐敷中城漁業協同組合	北中城村字美崎(美崎海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.303130度東経127.827120度の点 ロ 北緯26.300183度東経127.827750度の点 ハ 北緯26.298630度東経127.825020度の点 ニ 北緯26.300033度東経127.817867度の点 ホ 北緯26.303067度東経127.815017度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北中城村	—
特区第198号	佐敷中城漁業協同組合	北中城村字熱田地先(中城湾港(熱田地区)沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.296800度東経127.831250度の点 ロ 北緯26.294000度東経127.837833度の点 ハ 北緯26.293417度東経127.829433度の点 ニ 北緯26.295650度東経127.827600度の点 イ 北緯26.296800度東経127.831250度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北中城村及び中城村	—
特区第199号	佐敷中城漁業協同組合	北中城村字熱田(中城湾港(熱田地区)沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.289580度東経127.831200度の点 ロ 北緯26.292230度東経127.830570度の点 ハ 北緯26.293050度東経127.834770度の点 ニ 北緯26.290400度東経127.835400度の点 イ 北緯26.289580度東経127.831200度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北中城村	—
特区第200号	佐敷中城漁業協同組合	中城村字泊の沖(平曾根灯台西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.267367度東経127.856417度の点 ロ 北緯26.283790度東経127.856678度の点 ハ 北緯26.272219度東経127.822630度の点 ニ 北緯26.262393度東経127.864150度の点 イ 北緯26.267367度東経127.856417度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	中城村	—
特区第201号	佐敷中城漁業協同組合	中城村字泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.268330度東経127.824520度の点 ロ 北緯26.271030度東経127.825100度の点 ハ 北緯26.270570度東経127.827080度の点 ニ 北緯26.267470度東経127.826380度の点 イ 北緯26.268330度東経127.824520度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	中城村	—

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第202号	佐敷中城漁業協同組合	中城村北浜及び南浜の地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.246972度東経127.789778度の点 ロ 北緯26.247195度東経127.792528度の点 ハ 北緯26.238555度東経127.792112度の点 ニ 北緯26.231068度東経127.789481度の点 ホ 北緯26.231639度東経127.788092度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	中城村	—
特区第203号	与那原・西原町漁業協同組合	西原町字小那覇地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.227803度東経127.802905度の点 ロ 北緯26.228508度東経127.802917度の点 ハ 北緯26.228487度東経127.804518度の点 ニ 北緯26.227773度東経127.804532度の点 イ 北緯26.227803度東経127.802905度の点	第一種区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西原町	—
特区第204号	与那原・西原町漁業協同組合	西原町字小那覇地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.228080度東経127.792480度の点 ロ 北緯26.228900度東経127.794780度の点 ハ 北緯26.229150度東経127.795830度の点 ニ 北緯26.228230度東経127.796200度の点 ホ 北緯26.227420度東経127.793500度の点 イ 北緯26.228080度東経127.792480度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西原町	—
特区第205号	与那原・西原町漁業協同組合	与那原町字板良敷地先(当添漁港の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.194363度東経127.773392度の点 ロ 北緯26.193685度東経127.772608度の点 ハ 北緯26.194325度東経127.771832度の点 ニ 北緯26.194980度東経127.772577度の点 イ 北緯26.194363度東経127.773392度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西原町	—
特区第206号	与那原・西原町漁業協同組合	与那原町字板良敷地先(当添漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.190452度東経127.775953度の点 ロ 北緯26.189963度東経127.775857度の点 ハ 北緯26.189967度東経127.775825度の点 ニ 北緯26.190457度東経127.775918度の点 イ 北緯26.190452度東経127.775953度の点	第一種区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西原町	—
特区第207号	与那原・西原町漁業協同組合	与那原町字板良敷地先(当添漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.190452度東経127.775953度の点 ロ 北緯26.189963度東経127.775857度の点 ハ 北緯26.189967度東経127.775825度の点 ニ 北緯26.190457度東経127.775918度の点 イ 北緯26.190452度東経127.775953度の点	第一種区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西原町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第208号	知念漁業協同組合	南城市知念字安座真地先(あざまサンサンビーチの東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.176850度東経127.834200度の点 ロ 北緯26.177333度東経127.837367度の点 ハ 北緯26.176150度東経127.83751度の点 ニ 北緯26.176050度東経127.834267度の点 イ 北緯26.176850度東経127.834200度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字系数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—
特区第209号	知念漁業協同組合	南城市知念字知念(クマカ島東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.149117度東経127.852700度の点 ロ 北緯26.150983度東経127.853367度の点 ハ 北緯26.150567度東経127.863217度の点 ニ 北緯26.149283度東経127.862650度の点 ホ 北緯26.149167度東経127.855717度の点 ヘ 北緯26.148483度東経127.855017度の点 ト 北緯26.148033度東経127.853033度の点 イ 北緯26.149117度東経127.852700度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字系数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—
特区第210号	知念漁業協同組合	南城市知念字知念地先(クマカ島の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.148500度東経127.849417度の点 ロ 北緯26.148317度東経127.851700度の点 ハ 北緯26.147517度東経127.853117度の点 ニ 北緯26.147700度東経127.861483度の点 ホ 北緯26.145967度東経127.861550度の点 ヘ 北緯26.143383度東経127.849517度の点 ト 北緯26.146533度東経127.848067度の点 チ 北緯26.147333度東経127.849800度の点 イ 北緯26.148500度東経127.849417度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字系数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第211号	知念漁業協同組合	南城市玉城字百名から知念字久手堅までに至る間の地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.124683度東経127.790033度の点 ロ 北緯26.131017度東経127.789533度の点 ハ 北緯26.141017度東経127.799233度の点 ニ 北緯26.143383度東経127.803733度の点 ホ 北緯26.143767度東経127.807817度の点 ヘ 北緯26.143350度東経127.808317度の点 ト 北緯26.145017度東経127.810917度の点 チ 北緯26.148067度東経127.814533度の点 リ 北緯26.152700度東経127.821450度の点 ヌ 北緯26.151833度東経127.824383度の点 ル 北緯26.159550度東経127.837800度の点 ヲ 北緯26.163100度東経127.841267度の点 ワ 北緯26.161467度東経127.842950度の点 カ 北緯26.158817度東経127.842050度の点 ヨ 北緯26.153233度東経127.844650度の点 タ 北緯26.152400度東経127.848883度の点 レ 北緯26.151067度東経127.848583度の点 ソ 北緯26.147333度東経127.849800度の点 ツ 北緯26.146350度東経127.847683度の点 ネ 北緯26.141517度東経127.849950度の点 ナ 北緯26.132617度東経127.819483度の点 ラ 北緯26.124483度東経127.808900度の点 ム 北緯26.124550度東経127.801867度の点 ウ 北緯26.128800度東経127.800967度の点 キ 北緯26.128783度東経127.799267度の点 ノ 北緯26.125467度東経127.796683度の点 イ 北緯26.124683度東経127.790033度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—
特区第212号	知念漁業協同組合	南城市知念字知念地先(久手堅船溜南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.159250度東経127.826150度の点 ロ 北緯26.160017度東経127.825617度の点 ハ 北緯26.162350度東経127.829433度の点 ニ 北緯26.161650度東経127.830067度の点 ホ 北緯26.160133度東経127.829050度の点 ヘ 北緯26.159500度東経127.828200度の点 イ 北緯26.159250度東経127.826150度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—
特区第213号	知念漁業協同組合	南城市知念字知念地先(知念漁港東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.155933度東経127.825617度の点 ロ 北緯26.156383度東経127.825067度の点 ハ 北緯26.157967度東経127.826250度の点 ニ 北緯26.158633度東経127.826350度の点 ホ 北緯26.158400度東経127.827267度の点 ヘ 北緯26.157750度東経127.827117度の点 イ 北緯26.155933度東経127.825617度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—
特区第214号	知念漁業協同組合	南城市知念字久高ウカシ浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.165967度東経127.895250度の点 ロ 北緯26.167350度東経127.893967度の点 ハ 北緯26.168517度東経127.895517度の点 ニ 北緯26.167117度東経127.896683度の点 イ 北緯26.165967度東経127.895250度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第215号	知念漁業協同組合	南城市知念字久高地先(久高漁港の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.161867度東経127.884083度の点 ロ 北緯26.162383度東経127.884317度の点 ハ 北緯26.161783度東経127.885750度の点 ニ 北緯26.161267度東経127.885517度の点 イ 北緯26.161867度東経127.884083度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—
特区第216号	知念漁業協同組合	南城市玉城字中山地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.135133度東経127.77250度の点 ロ 北緯26.133633度東経127.77517度の点 ハ 北緯26.133517度東経127.779933度の点 ニ 北緯26.135100度東経127.780450度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—
特区第217号	知念漁業協同組合	南城市玉城字志堅原地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.127283度東経127.768267度の点 ロ 北緯26.127350度東経127.768600度の点 ハ 北緯26.130200度東経127.768550度の点 ニ 北緯26.132000度東経127.770183度の点 ホ 北緯26.132400度東経127.769733度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—
特区第218号	知念漁業協同組合	南城市玉城字奥武地先(奥武島西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.129067度東経127.769633度の点 ロ 北緯26.129267度東経127.769150度の点 ハ 北緯26.130400度東経127.769733度の点 ニ 北緯26.131617度東経127.770700度の点 ホ 北緯26.131183度東経127.770850度の点 ヘ 北緯26.130733度東経127.770633度の点 ト 北緯26.130050度東経127.770517度の点 イ 北緯26.129067度東経127.769633度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、字山里、字具志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字安座真、字知名、字海野、字久原及び字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字富山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川	—
特区第219号	読谷村漁業協同組合	読谷村字長浜地先(長浜海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.422467度東経127.736200度の点 ロ 北緯26.424862度東経127.735833度の点 ハ 北緯26.424638度東経127.739621度の点 ニ 北緯26.422583度東経127.740433度の点 イ 北緯26.422467度東経127.736200度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	読谷村	—
特区第220号	読谷村漁業協同組合	読谷村字宇座地先(宇座ビーチ北岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.432970度東経127.714470度の点 ロ 北緯26.433930度東経127.714600度の点 ハ 北緯26.434580度東経127.716380度の点 ニ 北緯26.432900度東経127.715720度の点 イ 北緯26.432970度東経127.714470度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	読谷村	—

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第221号	読谷村漁業協同組合	読谷村宇座地先(宇座海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.428133度東経127.708867度の点 ロ 北緯26.433367度東経127.709250度の点 ハ 北緯26.432267度東経127.714133度の点 ニ 北緯26.432733度東経127.715800度の点 ホ 北緯26.431633度東経127.715333度の点 ヘ 北緯26.429867度東経127.713117度の点 ト 北緯26.427383度東経127.712333度の点 イ 北緯26.428133度東経127.708867度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	読谷村	—
特区第222号	読谷村漁業協同組合	読谷村宇都屋地先(都屋漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.389100度東経127.720340度の点 ロ 北緯26.389350度東経127.720510度の点 ハ 北緯26.389000度東経127.721100度の点 ニ 北緯26.388730度東経127.720950度の点 イ 北緯26.389100度東経127.720340度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クルマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	読谷村	—
特区第223号	読谷村漁業協同組合	読谷村宇渡具知地先(読谷大型定置網の近く)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.370000度東経127.725333度の点 ロ 北緯26.373350度東経127.724333度の点 ハ 北緯26.374000度東経127.726833度の点 ニ 北緯26.371833度東経127.728000度の点 イ 北緯26.370000度東経127.725333度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	読谷村	—
特区第224号	読谷村漁業協同組合	読谷村宇都屋地先(都屋漁港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.390100度東経127.722160度の点 ロ 北緯26.390100度東経127.722520度の点 ハ 北緯26.389750度東経127.722520度の点 ニ 北緯26.389750度東経127.722160度の点 イ 北緯26.390100度東経127.722160度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	読谷村	—
特区第225号	北谷町漁業協同組合	北谷町宇宮城地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.313750度東経127.733200度の点 ロ 北緯26.314533度東経127.733017度の点 ハ 北緯26.314600度東経127.734050度の点 ニ 北緯26.313783度東経127.734150度の点 イ 北緯26.313750度東経127.733200度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北谷町	—
特区第226号	北谷町漁業協同組合	北谷町宇宮城地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.313750度東経127.733200度の点 ロ 北緯26.314533度東経127.733017度の点 ハ 北緯26.314600度東経127.734050度の点 ニ 北緯26.313783度東経127.734150度の点 イ 北緯26.313750度東経127.733200度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北谷町	—
特区第227号	北谷町漁業協同組合	北谷町北谷地先(アラハビーチ)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.302333度東経127.753583度の点 ロ 北緯26.304583度東経127.753800度の点 ハ 北緯26.304450度東経127.755667度の点 ニ 北緯26.301967度東経127.755250度の点 イ 北緯26.302333度東経127.753583度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クルマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北谷町	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第228号	北谷町漁業協同組合	北谷町字北前地先(防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.298600度東経127.756300度の点 ロ 北緯26.300650度東経127.756867度の点 ハ 北緯26.300817度東経127.757517度の点 ニ 北緯26.298567度東経127.756933度の点 イ 北緯26.298600度東経127.756300度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クルマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北谷町	—
特区第229号	浦添宜野湾漁業協同組合	宜野湾市大山(宜野湾漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.286483度東経127.742883度の点 ロ 北緯26.286633度東経127.742583度の点 ハ 北緯26.286717度東経127.742117度の点 ニ 北緯26.286917度東経127.742383度の点 ホ 北緯26.286733度東経127.742983度の点 イ 北緯26.286483度東経127.742883度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クルマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	浦添市及び宜野湾市	—
特区第230号	浦添宜野湾漁業協同組合	宜野湾市大山地先(宜野湾漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.286483度東経127.742883度の点 ロ 北緯26.286633度東経127.742583度の点 ハ 北緯26.286717度東経127.742117度の点 ニ 北緯26.286917度東経127.742383度の点 ホ 北緯26.286733度東経127.742983度の点 イ 北緯26.286483度東経127.742883度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	浦添市及び宜野湾市	—
特区第231号	浦添宜野湾漁業協同組合	宜野湾市大山(避難港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.281150度東経127.739883度の点 ロ 北緯26.283317度東経127.739483度の点 ハ 北緯26.283500度東経127.740767度の点 ニ 北緯26.282217度東経127.741000度の点 ホ 北緯26.281550度東経127.741067度の点 ヘ 北緯26.281300度東経127.740867度の点 イ 北緯26.281150度東経127.739883度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クルマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	浦添市及び宜野湾市	—
特区第232号	浦添宜野湾漁業協同組合	宜野湾市大山地先(避難港内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.281150度東経127.739883度の点 ロ 北緯26.283317度東経127.739483度の点 ハ 北緯26.283500度東経127.740767度の点 ニ 北緯26.282217度東経127.741000度の点 ホ 北緯26.281550度東経127.741067度の点 ヘ 北緯26.281300度東経127.740867度の点 イ 北緯26.281150度東経127.739883度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	浦添市及び宜野湾市	—
特区第233号	那覇地区漁業協同組合	那覇市大嶺地先(那覇空港第2滑走路西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.182405度東経127.628893度の点 ロ 北緯26.191773度東経127.622577度の点 ハ 北緯26.198649度東経127.630570度の点 ニ 北緯26.197018度東経127.630778度の点 ホ 北緯26.182293度東経127.631443度の点 イ 北緯26.182405度東経127.628893度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	那覇市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第234号	那覇地区漁業協同組合	那覇市大嶺地先(那覇空港第2滑走路東の内海)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.192725度東経127.635928度の点 ロ 北緯26.192947度東経127.637067度の点 ハ 北緯26.190440度東経127.640142度の点 ニ 北緯26.187517度東経127.639472度の点 ホ 北緯26.188418度東経127.638703度の点 ヘ 北緯26.189025度東経127.638845度の点 ト 北緯26.190038度東経127.636877度の点 チ 北緯26.190703度東経127.636097度の点 イ 北緯26.192725度東経127.635928度の点	第一種区画漁業	ヒトゲサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	那覇市	—
特区第235号	那覇地区漁業協同組合	那覇市大嶺地先(那覇空港第2滑走路東の内海)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.181989度東経127.636182度の点 ロ 北緯26.183608度東経127.636350度の点 ハ 北緯26.185995度東経127.637240度の点 ニ 北緯26.187768度東経127.636313度の点 ホ 北緯26.187125度東経127.639693度の点 ヘ 北緯26.184330度東経127.640113度の点 ト 北緯26.180675度東経127.643272度の点 イ 北緯26.181989度東経127.636182度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	那覇市	—
特区第236号	糸満漁業協同組合	豊見城市宇瀬長(瀬長島)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.175864度東経127.636345度の点 ロ 北緯26.178000度東経127.636259度の点 ハ 北緯26.178100度東経127.636924度の点 ニ 北緯26.175892度東経127.636967度の点 イ 北緯26.175864度東経127.636345度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊見城市	—
特区第237号	糸満漁業協同組合	豊見城市宇瀬長(瀬長島)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.169037度東経127.629757度の点 ロ 北緯26.171511度東経127.629274度の点 ハ 北緯26.171964度東経127.630905度の点 ニ 北緯26.168931度東経127.631495度の点 イ 北緯26.169037度東経127.629757度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊見城市	—
特区第238号	糸満漁業協同組合	糸満市西崎町地先(糸満フィッシャーナ西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.125733度東経127.640500度の点 ロ 北緯26.130000度東経127.638933度の点 ハ 北緯26.130730度東経127.640500度の点 ニ 北緯26.130668度東経127.642642度の点 ホ 北緯26.125217度東経127.644767度の点 イ 北緯26.125733度東経127.640500度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第239号	糸満漁業協同組合	糸満市西崎町地先(糸満フィッシャーナ西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.125730度東経127.640500度の点 ロ 北緯26.130000度東経127.638930度の点 ハ 北緯26.130730度東経127.640500度の点 ニ 北緯26.130668度東経127.642642度の点 ホ 北緯26.125220度東経127.644770度の点 イ 北緯26.125730度東経127.640500度の点	第三種区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	糸満市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第240号	糸満漁業協同組合	糸満市西崎町地先(糸満フィッシャーナの西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.131935度東経127.643518度の点 ロ 北緯26.133333度東経127.646008度の点 ハ 北緯26.126960度東経127.647540度の点 ニ 北緯26.126133度東経127.645503度の点 イ 北緯26.131935度東経127.643518度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第241号	糸満漁業協同組合	糸満市字糸満地先(糸満漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点 ロ 北緯26.123283度東経127.655017度の点 ハ 北緯26.123983度東経127.655883度の点 ニ 北緯26.121700度東経127.658217度の点 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第242号	糸満漁業協同組合	糸満市字糸満地先(糸満漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点 ロ 北緯26.123283度東経127.655017度の点 ハ 北緯26.123983度東経127.655883度の点 ニ 北緯26.121700度東経127.658217度の点 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第243号	糸満漁業協同組合	糸満市字糸満地先(糸満漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点 ロ 北緯26.123283度東経127.655017度の点 ハ 北緯26.123983度東経127.655883度の点 ニ 北緯26.121700度東経127.658217度の点 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点	第一種区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第244号	糸満漁業協同組合	糸満市字糸満地先(糸満漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点 ロ 北緯26.123283度東経127.655017度の点 ハ 北緯26.123983度東経127.655883度の点 ニ 北緯26.121700度東経127.658217度の点 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第245号	糸満漁業協同組合	糸満市字糸満地先(糸満漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点 ロ 北緯26.123283度東経127.655017度の点 ハ 北緯26.123983度東経127.655883度の点 ニ 北緯26.121700度東経127.658217度の点 イ 北緯26.121117度東経127.657483度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第246号	糸満漁業協同組合	糸満市字名城地先(エージナ島西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.105658度東経127.650859度の点 ロ 北緯26.110594度東経127.651762度の点 ハ 北緯26.111663度東経127.657022度の点 ニ 北緯26.105529度東経127.657493度の点 イ 北緯26.105658度東経127.650859度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	糸満市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第247号	糸満漁業協同組合	糸満市字名城地先 (エーヅナ島北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.110583度東経127.659550度の点 ロ 北緯26.110367度東経127.660700度の点 ハ 北緯26.109450度東経127.660600度の点 ニ 北緯26.109467度東経127.659750度の点 イ 北緯26.110583度東経127.659550度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式 養殖業	9月1日から翌年5月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第248号	糸満漁業協同組合	糸満市字喜屋武地先 (喜屋武漁港近く)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.096670度東経127.653670度の点 ロ 北緯26.098280度東経127.653220度の点 ハ 北緯26.098480度東経127.654050度の点 ニ 北緯26.096667度東経127.654100度の点 イ 北緯26.096670度東経127.653670度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖 業	9月1日から翌年7月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第249号	糸満漁業協同組合	糸満市字喜屋武地先 (喜屋武漁港近く)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.091120度東経127.650850度の点 ロ 北緯26.092400度東経127.650630度の点 ハ 北緯26.092950度東経127.652020度の点 ニ 北緯26.091583度東経127.652367度の点 イ 北緯26.091120度東経127.650850度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第250号	糸満漁業協同組合	糸満市字喜屋武地先 (喜屋武漁港近く)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.090250度東経127.649867度の点 ロ 北緯26.090917度東経127.654133度の点 ハ 北緯26.088450度東経127.653917度の点 ニ 北緯26.088067度東経127.650317度の点 イ 北緯26.090250度東経127.649867度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖 業	9月1日から翌年7月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第251号	糸満漁業協同組合	糸満市字喜屋武地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.085280度東経127.653150度の点 ロ 北緯26.086670度東経127.652570度の点 ハ 北緯26.087250度東経127.653970度の点 ニ 北緯26.085700度東経127.654400度の点 イ 北緯26.085280度東経127.653150度の点	第三種区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖 業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	糸満市	—
特区第252号	渡嘉敷漁業協同組合	渡嘉敷村字阿波連地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.155850度東経127.359280度の点 ロ 北緯26.152980度東経127.357850度の点 ハ 北緯26.155550度東経127.355350度の点 ニ 北緯26.149100度東経127.350267度の点 ホ 北緯26.149283度東経127.349167度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖 業	9月1日から翌年7月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	渡嘉敷村	—
特区第253号	渡嘉敷漁業協同組合	渡嘉敷村字阿波連地 先(阿波連港近く)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.162720度東経127.343700度の点 ロ 北緯26.165220度東経127.344880度の点 ハ 北緯26.164800度東経127.345533度の点 ニ 北緯26.162483度東経127.344920度の点 イ 北緯26.162720度東経127.343700度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖 業	9月1日から翌年7月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	渡嘉敷村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第254号	渡嘉敷漁業協同組合	渡嘉敷村字阿波連地先(阿波連港近く)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.166067度東経127.345183度の点 ロ 北緯26.166850度東経127.345667度の点 ハ 北緯26.166533度東経127.345950度の点 ニ 北緯26.165717度東経127.345717度の点 イ 北緯26.166067度東経127.345183度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	渡嘉敷村	—
特区第255号	渡嘉敷漁業協同組合	渡嘉敷村字阿波連地先(阿波連ビーチ)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.166620度東経127.340920度の点 ロ 北緯26.169133度東経127.341883度の点 ハ 北緯26.169133度東経127.343017度の点 ニ 北緯26.166617度東経127.342800度の点 イ 北緯26.166620度東経127.340920度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	渡嘉敷村	—
特区第256号	渡嘉敷漁業協同組合	渡嘉敷村字阿波連地先(阿波連ビーチ沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.166450度東経127.341000度の点 ロ 北緯26.166650度東経127.340483度の点 ハ 北緯26.166733度東経127.341000度の点 ニ 北緯26.166517度東経127.341567度の点 イ 北緯26.166450度東経127.341000度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	渡嘉敷村	—
特区第257号	座間味村漁業協同組合	座間味村字阿佐地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.231017度東経127.325000度の点 ロ 北緯26.231583度東経127.325017度の点 ハ 北緯26.231633度東経127.327150度の点 ニ 北緯26.230733度東経127.329167度の点 ホ 北緯26.230000度東経127.329050度の点 ヘ 北緯26.230833度東経127.327233度の点 イ 北緯26.231017度東経127.325000度の点	第三種区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	座間味村	—
特区第258号	座間味村漁業協同組合	座間味村字阿佐地地先(安護の浜)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.235080度東経127.320630度の点 ロ 北緯26.237320度東経127.320020度の点 ハ 北緯26.237370度東経127.316650度の点 ニ 北緯26.238817度東経127.316430度の点 ホ 北緯26.238817度東経127.319283度の点 ヘ 北緯26.237600度東経127.320783度の点 ト 北緯26.235167度東経127.321267度の点 イ 北緯26.235080度東経127.320630度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	座間味村	—
特区第259号	座間味村漁業協同組合	座間味村字座間味地先(安護の浦の湾口の西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.227375度東経127.314905度の点 ロ 北緯26.230392度東経127.314314度の点 ハ 北緯26.230600度東経127.317008度の点 ニ 北緯26.226617度東経127.317167度の点 イ 北緯26.227375度東経127.314905度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	座間味村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第260号	座間味村漁業協同組合	座間味村字座間味(安護の浦の湾口西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.227367度東経127.314900度の点 ロ 北緯26.230400度東経127.314317度の点 ハ 北緯26.230600度東経127.317000度の点 ニ 北緯26.226617度東経127.317167度の点 イ 北緯26.227367度東経127.314900度の点	第一種区画漁業	ウニ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	座間味村	—
特区第261号	座間味村漁業協同組合	座間味村字座間味地先(安護の浦の湾口西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.227367度東経127.314900度の点 ロ 北緯26.230400度東経127.314317度の点 ハ 北緯26.230600度東経127.317000度の点 ニ 北緯26.226617度東経127.317167度の点 イ 北緯26.227367度東経127.314900度の点	第一種区画漁業	シャコガイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	座間味村	—
特区第262号	座間味村漁業協同組合	座間味村座間味地先(座間味港防波堤外)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.220550度東経127.303000度の点 ロ 北緯26.222170度東経127.301670度の点 ハ 北緯26.222400度東経127.302267度の点 ニ 北緯26.220950度東経127.303700度の点 イ 北緯26.220550度東経127.303000度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	座間味村	—
特区第263号	座間味村漁業協同組合	座間味村字座間味地先(座間味港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.222600度東経127.299850度の点 ロ 北緯26.223530度東経127.300900度の点 ハ 北緯26.223500度東経127.301530度の点 ニ 北緯26.222980度東経127.301670度の点 イ 北緯26.222600度東経127.299850度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クルマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	座間味村	—
特区第264号	座間味村漁業協同組合	座間味村字座間味地先(座間味港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.222600度東経127.299850度の点 ロ 北緯26.223533度東経127.300900度の点 ハ 北緯26.223500度東経127.301533度の点 ニ 北緯26.222983度東経127.301667度の点 イ 北緯26.222600度東経127.299850度の点	第一種区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	座間味村	—
特区第265号	有限会社クラマ真珠	座間味村字阿佐地先(安護の浦の湾口東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.230817度東経127.319583度の点 ロ 北緯26.234583度東経127.320083度の点 ハ 北緯26.234000度東経127.321683度の点 ニ 北緯26.233050度東経127.321717度の点 ホ 北緯26.231117度東経127.321117度の点 ヘ 北緯26.230517度東経127.320517度の点 イ 北緯26.230817度東経127.319583度の点	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
特区第266号	渡名喜村漁業協同組合	渡名喜村安佐良地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.372080度東経127.153050度の点 ロ 北緯26.373150度東経127.151620度の点 ハ 北緯26.373850度東経127.152770度の点 ニ 北緯26.372783度東経127.153700度の点 イ 北緯26.372080度東経127.153050度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	渡名喜村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第267号	渡名喜村漁業協同組合	渡名喜村安佐良地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.362880度東経127.149770度の点 ロ 北緯26.364280度東経127.149720度の点 ハ 北緯26.364370度東経127.150120度の点 ニ 北緯26.363017度東経127.151900度の点 ホ 北緯26.361533度東経127.152867度の点 イ 北緯26.362880度東経127.149770度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	渡名喜村	—
特区第268号	渡名喜村漁業協同組合	渡名喜村塩川地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.376400度東経127.142320度の点 ロ 北緯26.376700度東経127.141830度の点 ハ 北緯26.377170度東経127.143270度の点 ニ 北緯26.376883度東経127.143650度の点 イ 北緯26.376400度東経127.142320度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	渡名喜村	—
特区第269号	久米島漁業協同組合	久米島町ハテノ浜の東	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.360000度東経126.895000度の点 ロ 北緯26.362500度東経126.911667度の点 ハ 北緯26.361667度東経126.920000度の点 ニ 北緯26.357667度東経126.929167度の点 ホ 北緯26.353333度東経126.933333度の点 ヘ 北緯26.348333度東経126.930833度の点 ト 北緯26.348133度東経126.926750度の点 チ 北緯26.344383度東経126.915000度の点 リ 北緯26.341667度東経126.908333度の点 ヌ 北緯26.344150度東経126.905000度の点 ル 北緯26.350000度東経126.895833度の点 イ 北緯26.360000度東経126.895000度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第270号	久米島漁業協同組合	久米島町奥武島の東	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.340972度東経126.831528度の点 ロ 北緯26.341138度東経126.832805度の点 ハ 北緯26.339083度東経126.833555度の点 ニ 北緯26.338028度東経126.834167度の点 ホ 北緯26.337583度東経126.833667度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第271号	久米島漁業協同組合	久米島町奥武島及びオーハ島の南	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.334933度東経126.819517度の点 ロ 北緯26.335900度東経126.831167度の点 ハ 北緯26.335467度東経126.835933度の点 ニ 北緯26.336983度東経126.843633度の点 ホ 北緯26.335850度東経126.848233度の点 ヘ 北緯26.329017度東経126.846350度の点 ト 北緯26.320833度東経126.846767度の点 チ 北緯26.316567度東経126.840600度の点 リ 北緯26.331533度東経126.820267度の点 イ 北緯26.334933度東経126.819517度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第272号	久米島漁業協同組合	久米島町宇奥武地先(東奥武島の南東沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.328963度東経126.842550度の点 ロ 北緯26.329428度東経126.849117度の点 ハ 北緯26.322280度東経126.849663度の点 ニ 北緯26.312750度東経126.841805度の点 イ 北緯26.328963度東経126.842550度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第273号	久米島漁業協同組合	久米島町比嘉地先 (イーブーテの沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.324917度東経126.820750度の点 ロ 北緯26.324138度東経126.823472度の点 ハ 北緯26.321362度東経126.823222度の点 ニ 北緯26.322153度東経126.820488度の点 イ 北緯26.324917度東経126.820750度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第274号	久米島漁業協同組合	久米島町字奥武地先 (奥武島の南沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.329367度東経126.819300度の点 ロ 北緯26.322547度東経126.838308度の点 ハ 北緯26.316138度東経126.840617度の点 ニ 北緯26.321562度東経126.814408度の点 イ 北緯26.329367度東経126.819300度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第275号	久米島漁業協同組合	久米島町奥武地先(東奥武島の南沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.326167度東経126.844583度の点 ロ 北緯26.326556度東経126.845528度の点 ハ 北緯26.325194度東経126.845944度の点 ニ 北緯26.324917度東経126.843722度の点 イ 北緯26.326167度東経126.844583度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第276号	久米島漁業協同組合	久米島町字謝名堂イーブーテ地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.333333度東経126.816083度の点 ロ 北緯26.332917度東経126.818333度の点 ハ 北緯26.328507度東経126.817551度の点 ニ 北緯26.328860度東経126.818983度の点 ホ 北緯26.323333度東経126.820000度の点 ヘ 北緯26.321333度東経126.816667度の点 ト 北緯26.327583度東経126.810983度の点 チ 北緯26.331033度東経126.813033度の点 イ 北緯26.333333度東経126.816083度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第277号	久米島漁業協同組合	久米島町字奥武地先 (奥武島の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.335587度東経126.826308度の点 ロ 北緯26.335888度東経126.831167度の点 ハ 北緯26.335622度東経126.832808度の点 ニ 北緯26.334083度東経126.832730度の点 ホ 北緯26.334000度東経126.826497度の点 イ 北緯26.335587度東経126.826308度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第278号	久米島漁業協同組合	久米島町奥武島の西	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.338833度東経126.823279度の点 ロ 北緯26.340138度東経126.821279度の点 ハ 北緯26.343750度東経126.826805度の点 ニ 北緯26.342500度東経126.827833度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第279号	久米島漁業協同組合	久米島町字根クルマエビ養殖場地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.345638度東経126.825472度の点 ロ 北緯26.345028度東経126.825972度の点 ハ 北緯26.344028度東経126.825555度の点 ニ 北緯26.340717度東経126.820472度の点 ホ 北緯26.341917度東経126.819445度の点 イ 北緯26.345638度東経126.825472度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第280号	久米島漁業協同組合	久米島町字根泊浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.340583度東経126.820139度の点 ロ 北緯26.338638度東経126.818388度の点 ハ 北緯26.339528度東経126.816695度の点 ニ 北緯26.341612度東経126.818972度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第281号	久米島漁業協同組合	久米島町字謝名堂地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.335888度東経126.816167度の点 ロ 北緯26.335862度東経126.817695度の点 ハ 北緯26.336528度東経126.818167度の点 ニ 北緯26.338222度東経126.816750度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第282号	久米島漁業協同組合	久米島町字銭田地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.325333度東経126.805833度の点 ロ 北緯26.324278度東経126.807583度の点 ハ 北緯26.322805度東経126.807278度の点 ニ 北緯26.322112度東経126.806362度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第283号	久米島漁業協同組合	久米島町島尻地先(島尻崎の東)	次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯26.303030度東経126.813447度の点 ロ 北緯26.298908度東経126.822533度の点 ハ 北緯26.295945度東経126.813945度の点 イ 北緯26.303030度東経126.813447度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第284号	久米島漁業協同組合	久米島町字大原地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.347722度東経126.735112度の点 ロ 北緯26.347055度東経126.734945度の点 ハ 北緯26.346361度東経126.731638度の点 ニ 北緯26.347305度東経126.728722度の点 ホ 北緯26.348388度東経126.729222度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第285号	久米島漁業協同組合	久米島町字大原地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯26.349917度東経126.723862度の点 ロ 北緯26.348138度東経126.723000度の点 ハ 北緯26.349278度東経126.720667度の点 ニ 北緯26.351055度東経126.721528度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久米島町	—
特区第286号	池間漁業協同組合	宮古島市池間(池間島の北東海岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.924270度東経125.257070度の点 ロ 北緯24.932920度東経125.252170度の点 ハ 北緯24.939380度東経125.243980度の点 ニ 北緯24.941250度東経125.246030度の点 ホ 北緯24.934383度東経125.254633度の点 ヘ 北緯24.924450度東経125.260583度の点 イ 北緯24.924270度東経125.257070度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字池間及び字前里	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第287号	池間漁業協同組合	宮古島市池間(池間漁港の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.923000度東経125.251630度の点 ロ 北緯24.924030度東経125.251600度の点 ハ 北緯24.924080度東経125.254080度の点 ニ 北緯24.923450度東経125.254670度の点 イ 北緯24.923000度東経125.251630度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字池間及び字前里	—
特区第288号	池間漁業協同組合	宮古島市字前里地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.921733度東経125.244367度の点 ロ 北緯24.921920度東経125.244720度の点 ハ 北緯24.921333度東経125.246100度の点 ニ 北緯24.919783度東経125.247317度の点 ホ 北緯24.919300度東経125.246217度の点 ヘ 北緯24.921250度東経125.244800度の点 ト 北緯24.921167度東経125.244667度の点 チ 北緯24.921467度東経125.244467度の点 イ 北緯24.921733度東経125.244367度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字池間及び字前里	—
特区第289号	池間漁業協同組合	宮古島市平良字前里地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.921733度東経125.244367度の点 ロ 北緯24.921917度東経125.244717度の点 ハ 北緯24.921327度東経125.246106度の点 ニ 北緯24.919780度東経125.247322度の点 ホ 北緯24.919304度東経125.246224度の点 ヘ 北緯24.921250度東経125.244800度の点 ト 北緯24.921167度東経125.244667度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字池間及び字前里	—
特区第290号	池間漁業協同組合	宮古島市平良字前里地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.927691度東経125.233102度の点 ロ 北緯24.926299度東経125.234954度の点 ハ 北緯24.923215度東経125.231601度の点 ニ 北緯24.924830度東経125.229863度の点 イ 北緯24.927691度東経125.233102度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字池間及び字前里	—
特区第291号	池間漁業協同組合	宮古島市平良字前里地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.927691度東経125.233102度の点 ロ 北緯24.926299度東経125.234954度の点 ハ 北緯24.923215度東経125.231601度の点 ニ 北緯24.924830度東経125.229863度の点 イ 北緯24.927691度東経125.233102度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字池間及び字前里	—
特区第292号	宮古島漁業協同組合	宮古島市池間大橋の北(ミツハー)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.927500度東経125.264167度の点 ロ 北緯24.929817度東経125.266217度の点 ハ 北緯24.928667度東経125.268167度の点 ニ 北緯24.926333度東経125.265917度の点 イ 北緯24.927500度東経125.264167度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久良、字松原、字東仲宗根、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第293号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字狩俣(東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、リ、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.889555度東経125.289430度の点 ロ 北緯24.893333度東経125.282112度の点 ハ 北緯24.894472度東経125.283333度の点 ニ 北緯24.896112度東経125.281500度の点 ホ 北緯24.894917度東経125.280083度の点 ヘ 北緯24.898570度東経125.277742度の点 ト 北緯24.902300度東経125.272925度の点 チ 北緯24.910472度東経125.270737度の点 リ 北緯24.920950度東経125.264450度の点 ヌ 北緯24.921480度東経125.272570度の点 ル 北緯24.916667度東経125.275600度の点 ヲ 北緯24.915683度東経125.270633度の点 ワ 北緯24.890967度東経125.291850度の点 イ 北緯24.889555度東経125.289430度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久良、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮園並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇	—
特区第294号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字狩俣世渡崎の東	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.914333度東経125.273900度の点 ロ 北緯24.915083度東経125.274067度の点 ハ 北緯24.915133度東経125.274850度の点 ニ 北緯24.914450度東経125.27417度の点 イ 北緯24.914333度東経125.273900度の点	第一種区画漁業	シヤコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久良、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣	—
特区第295号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字狩俣(西平安名岬から世渡崎まで)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.903145度東経125.268350度の点 ロ 北緯24.902809度東経125.266617度の点 ハ 北緯24.903660度東経125.266770度の点 ニ 北緯24.903730度東経125.265120度の点 ホ 北緯24.905002度東経125.264005度の点 ヘ 北緯24.906945度東経125.262112度の点 ト 北緯24.910695度東経125.259722度の点 チ 北緯24.914972度東経125.266083度の点 リ 北緯24.911465度東経125.268490度の点 ヌ 北緯24.908328度東経125.269797度の点 ル 北緯24.907667度東経125.269055度の点 ヲ 北緯24.904945度東経125.270138度の点 ワ 北緯24.904362度東経125.268862度の点 カ 北緯24.903897度東経125.268255度の点 イ 北緯24.903145度東経125.268350度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久良、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮園並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
特区第296号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字狩俣 (世渡崎の南西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯24.903833度東経125.269300度の点 ロ 北緯24.904367度東経125.268850度の点 ハ 北緯24.905270度東経125.270020度の点 ニ 北緯24.907667度東経125.269050度の点 ホ 北緯24.907867度東経125.270333度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式 養殖業	9月1日から翌年5月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字 西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、 字久貝、字松原、字東仲宗根添、字 西原、字大浦、字島尻、字大神及び 字狩俣	—
特区第297号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字狩俣 地先(狩俣漁港の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯24.903730度東経125.265120度の点 ロ 北緯24.905002度東経125.264005度の点 ハ 北緯24.905417度東経125.265000度の点 ニ 北緯24.904083度東経125.266333度の点 イ 北緯24.903730度東経125.265120度の点	第一種区画漁業	藻類海底固定式養殖 業(モズク・ヒトエグサを 除く)	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字 西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、 字久貝、字松原、字東仲宗根添、字 西原、字大浦、字島尻、字大神及び 字狩俣	—
特区第298号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字狩俣 (狩俣漁港の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯24.903691度東経125.266034度の点 ロ 北緯24.909042度東経125.262297度の点 ハ 北緯24.910420度東経125.264038度の点 ニ 北緯24.904453度東経125.268442度の点 イ 北緯24.903691度東経125.266034度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字 西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、 字久貝、字松原、字東仲宗根添、字 西原、字大浦、字島尻、字大神及び 字狩俣	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第299号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字狩俣 (狩俣遠見)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯24.894920度東経125.280080度の点 ロ 北緯24.896120度東経125.281500度の点 ハ 北緯24.894480度東経125.283330度の点 ニ 北緯24.893330度東経125.282100度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣	—
特区第300号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字島尻 (島尻漁港の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.881050度東経125.298950度の点 ロ 北緯24.880980度東経125.295020度の点 ハ 北緯24.884100度東経125.288433度の点 ニ 北緯24.887583度東経125.286317度の点 ホ 北緯24.892220度東経125.294250度の点 ヘ 北緯24.888417度東経125.300617度の点 イ 北緯24.881050度東経125.298950度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮園並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇	—
特区第301号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字大神 (大神島の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.911020度東経125.300070度の点 ロ 北緯24.913470度東経125.298420度の点 ハ 北緯24.918300度東経125.305667度の点 ニ 北緯24.913167度東経125.304317度の点 イ 北緯24.911020度東経125.300070度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮園並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第302号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字西原 (真謝漁港の北東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.835367度東経125.324150度の点 ロ 北緯24.836583度東経125.324750度の点 ハ 北緯24.836250度東経125.327333度の点 ニ 北緯24.835333度東経125.326833度の点 イ 北緯24.835367度東経125.324150度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字 西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、 字久貝、字松原、字東仲宗根添、字 西原、字大浦、字島尻、字大神及び 字狩俣	—
特区第303号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字東仲 宗根添地先(平瀬尾神 崎の北西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.827688度東経125.327681度の点 ロ 北緯24.828923度東経125.329221度の点 ハ 北緯24.825695度東経125.334028度の点 ニ 北緯24.824229度東経125.333142度の点 イ 北緯24.827688度東経125.327681度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖 業	9月1日から翌年7月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字 西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、 字久貝、字松原、字東仲宗根添、字 西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び 字大神、城辺字保良、字新城、字福 里、字比嘉、字長間、字西里添、字 下里添、字砂川及び字友利、上野 字上野、字新里、字野原及び字宮 園並びに下地字上地、字嘉手苺、 字川満、字来間、字洲鎌及び字与 那覇	—
特区第304号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字東仲 宗根添地先(平瀬尾神 崎の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.817823度東経125.337921度の点 ロ 北緯24.817664度東経125.338825度の点 ハ 北緯24.816368度東経125.338256度の点 ニ 北緯24.816519度東経125.337618度の点 イ 北緯24.817823度東経125.337921度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖 業	9月1日から翌年7月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字 西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、 字久貝、字松原、字東仲宗根添、字 西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び 字大神、城辺字保良、字新城、字福 里、字比嘉、字長間、字西里添、字 下里添、字砂川及び字友利、上野 字上野、字新里、字野原及び字宮 園並びに下地字上地、字嘉手苺、 字川満、字来間、字洲鎌及び字与 那覇	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第305号	宮古島漁業協同組合	宮古島市城辺字福里 (浦底漁港の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.766733度東経125.404600度の点 ロ 北緯24.768500度東経125.399267度の点 ハ 北緯24.770150度東経125.400617度の点 ニ 北緯24.770767度東経125.401400度の点 ホ 北緯24.769117度東経125.406450度の点 ヘ 北緯24.768150度東経125.405467度の点 イ 北緯24.766733度東経125.404600度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久良、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮園並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇	—
特区第306号	宮古島漁業協同組合	宮古島市下地字洲鎌 (入江湾)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.726827度東経125.296425度の点 ロ 北緯24.728300度東経125.295877度の点 ハ 北緯24.728300度東経125.296500度の点 ニ 北緯24.726833度東経125.297083度の点 イ 北緯24.726827度東経125.296425度の点	第一種区画漁業	藻類海底固定式養殖業(モズク・ヒトエグサを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇	—
特区第307号	宮古島漁業協同組合	宮古島市下地字栗間 (来間島の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.732350度東経125.242970度の点 ロ 北緯24.731474度東経125.240376度の点 ハ 北緯24.728921度東経125.239828度の点 ニ 北緯24.731767度東経125.234507度の点 ホ 北緯24.742217度東経125.242253度の点 ヘ 北緯24.725517度東経125.256333度の点 ト 北緯24.725230度東経125.254670度の点 チ 北緯24.727730度東経125.252280度の点 イ 北緯24.732350度東経125.242970度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久良、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮園並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第308号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字久貝 (久松漁港の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.770020度東経125.242070度の点 ロ 北緯24.793120度東経125.234400度の点 ハ 北緯24.795670度東経125.236950度の点 ニ 北緯24.793920度東経125.248550度の点 ホ 北緯24.794195度東経125.251712度の点 ヘ 北緯24.782825度東経125.257117度の点 ト 北緯24.781683度東経125.250433度の点 チ 北緯24.773400度東経125.251717度の点 イ 北緯24.770020度東経125.242070度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添良、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇	—
特区第309号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字久貝 地先(赤浜漁港の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.787564度東経125.257359度の点 ロ 北緯24.787510度東経125.256943度の点 ハ 北緯24.786947度東経125.257458度の点 ニ 北緯24.786794度東経125.257813度の点 イ 北緯24.787564度東経125.257359度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣	—
特区第310号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字久貝 (トゥリパー海浜公園の南)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯24.791783度東経125.256583度の点 ロ 北緯24.791583度東経125.254667度の点 ハ 北緯24.794217度東経125.254667度の点 ニ 北緯24.794633度東経125.256167度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第311号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字大浦 (大浦湾の奥)	次のイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯24.842330度東経125.293330度の点 ロ 北緯24.844474度東経125.289104度の点 ハ 北緯24.848907度東経125.295228度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣	—
特区第312号	宮古島漁業協同組合	宮古島市平良字大浦 (大浦湾の北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.848873度東経125.294272度の点 ロ 北緯24.857100度東経125.288604度の点 ハ 北緯24.858228度東経125.282565度の点 ニ 北緯24.850477度東経125.281323度の点 ホ 北緯24.845000度東経125.288000度の点 イ 北緯24.848873度東経125.294272度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮園並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇	—
特区第313号	伊良部漁業協同組合	宮古島市伊良部字池間添 (長山港防波堤)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.804750度東経125.196567度の点 ロ 北緯24.805483度東経125.196717度の点 ハ 北緯24.804850度東経125.198780度の点 ニ 北緯24.804053度東経125.200145度の点 ホ 北緯24.803388度東経125.200316度の点 ヘ 北緯24.804167度東経125.198350度の点 イ 北緯24.804750度東経125.196567度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添	—
特区第314号	伊良部漁業協同組合	宮古島市伊良部字伊良部 (渡口の浜)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.809217度東経125.181867度の点 ロ 北緯24.810750度東経125.183000度の点 ハ 北緯24.807633度東経125.188417度の点 ニ 北緯24.806017度東経125.187367度の点 イ 北緯24.809217度東経125.181867度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添	—
特区第315号	伊良部漁業協同組合	宮古島市伊良部字伊良部地先 (曲元の浜)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.809444度東経125.175550度の点 ロ 北緯24.810000度東経125.176388度の点 ハ 北緯24.808950度東経125.177130度の点 ニ 北緯24.808330度東経125.176388度の点 イ 北緯24.809444度東経125.175550度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第316号	伊良部漁業協同組合	宮古島市伊良部字佐和田(佐和田漁港の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.849432度東経125.139282度の点 ロ 北緯24.853972度東経125.144332度の点 ハ 北緯24.856860度東経125.153522度の点 ニ 北緯24.857614度東経125.157253度の点 ホ 北緯24.852007度東経125.157254度の点 ヘ 北緯24.850856度東経125.153947度の点 ト 北緯24.847936度東経125.154205度の点 チ 北緯24.842863度東経125.141162度の点 イ 北緯24.849432度東経125.139282度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添	—
特区第317号	伊良部漁業協同組合	宮古島市伊良部字佐和田地先(佐和田漁港の北西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.853610度東経125.146510度の点 ロ 北緯24.854340度東経125.153870度の点 ハ 北緯24.851500度東経125.154410度の点 ニ 北緯24.851610度東経125.147020度の点 イ 北緯24.853610度東経125.146510度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添	—
特区第318号	波平喬 佐久本洋平	多良間村字仲筋地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.674830度東経124.687670度の点 ロ 北緯24.674830度東経124.686420度の点 ハ 北緯24.675420度東経124.686420度の点 ニ 北緯24.675420度東経124.687670度の点 イ 北緯24.674830度東経124.687670度の点	第一種区画漁業	藻類海底固定式養殖業(モズク・ヒトエグサを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
特区第319号	八重山漁業協同組合	石垣市宇伊原間(玉取崎の南西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.481180度東経124.276530度の点 ロ 北緯24.485020度東経124.274300度の点 ハ 北緯24.487030度東経124.279330度の点 ニ 北緯24.483567度東経124.281083度の点 イ 北緯24.481180度東経124.276530度の点	第一種区画漁業	ソフトコーラル海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第320号	八重山漁業協同組合	石垣市宇伊原間(玉取崎の南西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.481180度東経124.276530度の点 ロ 北緯24.485020度東経124.274300度の点 ハ 北緯24.487030度東経124.279330度の点 ニ 北緯24.483567度東経124.281083度の点 イ 北緯24.481180度東経124.276530度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第321号	八重山漁業協同組合	石垣市宇白保(カーラ岳の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.408195度東経124.256583度の点 ロ 北緯24.409500度東経124.256708度の点 ハ 北緯24.409462度東経124.257030度の点 ニ 北緯24.408072度東経124.257020度の点 イ 北緯24.408195度東経124.256583度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第322号	八重山漁業協同組合	石垣市宇白保(新石垣空港の北端)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.403038度東経124.255137度の点 ロ 北緯24.403917度東経124.255222度の点 ハ 北緯24.403805度東経124.255688度の点 ニ 北緯24.402950度東経124.255467度の点 イ 北緯24.403038度東経124.255137度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第323号	八重山漁業協同組合	石垣市宇白保(森川河口)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.383792度東経124.252397度の点 ロ 北緯24.384978度東経124.252363度の点 ハ 北緯24.384972度東経124.253303度の点 ニ 北緯24.383680度東経124.253108度の点 イ 北緯24.383792度東経124.252397度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第324号	八重山漁業協同組合	石垣市宇宮良(宮良湾)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.342582度東経124.220614度の点 ロ 北緯24.344323度東経124.220882度の点 ハ 北緯24.342733度東経124.225033度の点 ニ 北緯24.340717度東経124.224700度の点 イ 北緯24.342582度東経124.220614度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第325号	八重山漁業協同組合	石垣市宇宮良(宮良湾)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.342582度東経124.220614度の点 ロ 北緯24.344323度東経124.220882度の点 ハ 北緯24.342733度東経124.225033度の点 ニ 北緯24.340717度東経124.224700度の点 イ 北緯24.342582度東経124.220614度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第326号	八重山漁業協同組合	石垣市宇宮良(宮良湾)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.342582度東経124.220614度の点 ロ 北緯24.344323度東経124.220882度の点 ハ 北緯24.342733度東経124.225033度の点 ニ 北緯24.340717度東経124.224700度の点 イ 北緯24.342582度東経124.220614度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第327号	八重山漁業協同組合	石垣市宇真栄里(登野城漁港東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.324300度東経124.173283度の点 ロ 北緯24.328500度東経124.171750度の点 ハ 北緯24.329050度東経124.175767度の点 ニ 北緯24.325250度東経124.177100度の点 イ 北緯24.324300度東経124.173283度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第328号	八重山漁業協同組合	石垣市宇真栄里(登野城漁港東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.324300度東経124.173283度の点 ロ 北緯24.328500度東経124.171750度の点 ハ 北緯24.329050度東経124.175767度の点 ニ 北緯24.325250度東経124.177100度の点 イ 北緯24.324300度東経124.173283度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第329号	八重山漁業協同組合	石垣市宇登野城(登野城養殖場)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.329850度東経124.167100度の点 ロ 北緯24.330200度東経124.167250度の点 ハ 北緯24.330430度東経124.168050度の点 ニ 北緯24.329700度東経124.169580度の点 ホ 北緯24.329070度東経124.169280度の点 ヘ 北緯24.329000度東経124.169033度の点 イ 北緯24.329850度東経124.167100度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第330号	八重山漁業協同組合	石垣市宇登野城(登野城養殖場)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.329850度東経124.167100度の点 ロ 北緯24.330200度東経124.167250度の点 ハ 北緯24.330433度東経124.168050度の点 ニ 北緯24.329700度東経124.169583度の点 ホ 北緯24.329067度東経124.169283度の点 ヘ 北緯24.329000度東経124.169033度の点 イ 北緯24.329850度東経124.167100度の点	第一種区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第331号	八重山漁業協同組合	石垣市宇登野城(登野城養殖場)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.329850度東経124.167100度の点 ロ 北緯24.330200度東経124.167250度の点 ハ 北緯24.330433度東経124.168050度の点 ニ 北緯24.329700度東経124.169583度の点 ホ 北緯24.329067度東経124.169283度の点 ヘ 北緯24.329000度東経124.169033度の点 イ 北緯24.329850度東経124.167100度の点	第一種区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第332号	八重山漁業協同組合	石垣市南ぬ浜町(八島人工島の南岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.323850度東経124.152030度の点 ロ 北緯24.327467度東経124.151000度の点 ハ 北緯24.327383度東経124.154250度の点 ニ 北緯24.329483度東経124.155833度の点 ホ 北緯24.330500度東経124.161667度の点 ヘ 北緯24.327050度東経124.169467度の点 ト 北緯24.324233度東経124.158117度の点 イ 北緯24.323850度東経124.152030度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第333号	八重山漁業協同組合	石垣市南ぬ浜町(八島人口島の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.307800度東経124.146170度の点 ロ 北緯24.317600度東経124.139520度の点 ハ 北緯24.323980度東経124.142625度の点 ニ 北緯24.325667度東経124.150467度の点 ホ 北緯24.314817度東経124.153050度の点 ヘ 北緯24.308870度東経124.152934度の点 イ 北緯24.307800度東経124.146170度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第334号	八重山漁業協同組合	石垣市南ぬ浜町(八島人口島の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.307800度東経124.146167度の点 ロ 北緯24.317600度東経124.139517度の点 ハ 北緯24.323983度東経124.142617度の点 ニ 北緯24.325667度東経124.150467度の点 ホ 北緯24.314817度東経124.153050度の点 ヘ 北緯24.308870度東経124.152934度の点 イ 北緯24.307800度東経124.146167度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第335号	八重山漁業協同組合	石垣市南ぬ浜町(八島人口島の南沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.296900度東経124.140933度の点 ロ 北緯24.310267度東経124.154867度の点 ハ 北緯24.306283度東経124.159017度の点 ニ 北緯24.292667度東経124.145017度の点 イ 北緯24.296900度東経124.140933度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第336号	八重山漁業協同組合	石垣市南ぬ浜町(八島人口島の南西沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.300920度東経124.100200度の点 ロ 北緯24.317717度東経124.112350度の点 ハ 北緯24.310817度東経124.114800度の点 ニ 北緯24.303600度東経124.128683度の点 ホ 北緯24.301975度東経124.143672度の点 ヘ 北緯24.310267度東経124.154867度の点 ト 北緯24.306283度東経124.159028度の点 チ 北緯24.292667度東経124.145017度の点 リ 北緯24.293200度東経124.117233度の点 イ 北緯24.300920度東経124.100200度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第337号	八重山漁業協同組合	石垣市南ぬ浜町(八島人口島の南西沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.300920度東経124.100200度の点 ロ 北緯24.317717度東経124.112350度の点 ハ 北緯24.310817度東経124.114800度の点 ニ 北緯24.303600度東経124.128683度の点 ホ 北緯24.301975度東経124.143672度の点 ヘ 北緯24.310267度東経124.154867度の点 ト 北緯24.306283度東経124.159028度の点 チ 北緯24.292667度東経124.145017度の点 リ 北緯24.293200度東経124.117233度の点 イ 北緯24.300920度東経124.100200度の点	第一種区画漁業	藻類海底固定式養殖業(モズク・ヒトエグサを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第338号	八重山漁業協同組合	石垣市新川(前勢岳の北岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.383883度東経124.129450度の点 ロ 北緯24.385550度東経124.131383度の点 ハ 北緯24.384717度東経124.133050度の点 ニ 北緯24.383050度東経124.131383度の点 イ 北緯24.383883度東経124.129450度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第339号	八重山漁業協同組合	石垣市名蔵(名蔵アンパルの西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.390680度東経124.134830度の点 ロ 北緯24.400850度東経124.132300度の点 ハ 北緯24.400850度東経124.139270度の点 ニ 北緯24.390680度東経124.140280度の点 イ 北緯24.390680度東経124.134830度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第340号	八重山漁業協同組合	石垣市名蔵(名蔵アンパル)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.390683度東経124.132600度の点 ロ 北緯24.400850度東経124.130950度の点 ハ 北緯24.400862度東経124.132305度の点 ニ 北緯24.390685度東経124.134833度の点 イ 北緯24.390683度東経124.132600度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第341号	八重山漁業協同組合	石垣市名蔵(名蔵大橋)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.401633度東経124.139617度の点 ロ 北緯24.402337度東経124.140025度の点 ハ 北緯24.402117度東経124.140330度の点 ニ 北緯24.401538度東経124.139988度の点 イ 北緯24.401633度東経124.139617度の点	第一種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第342号	八重山漁業協同組合	石垣市字名蔵(名蔵ア ンパルの西沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯24.397453度東経124.112962度の点 ロ 北緯24.398172度東経124.112412度の点 ハ 北緯24.398912度東経124.113672度の点 ニ 北緯24.398205度東経124.114172度の点 イ 北緯24.397453度東経124.112962度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖 業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第343号	八重山漁業協同組合	石垣市字崎枝(名蔵湾 赤崎の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯24.415450度東経124.109083度の点 ロ 北緯24.426055度東経124.109083度の点 ハ 北緯24.426055度東経124.115862度の点 ニ 北緯24.415450度東経124.115862度の点 イ 北緯24.415450度東経124.109083度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖 業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第344号	八重山漁業協同組合	石垣市字崎枝(名蔵湾 赤崎の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯24.420333度東経124.109083度の点 ロ 北緯24.426067度東経124.109083度の点 ハ 北緯24.426067度東経124.115867度の点 ニ 北緯24.420333度東経124.115867度の点 イ 北緯24.420333度東経124.109083度の点	第一種区画漁業	シヤコガイ海底固定式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第345号	八重山漁業協同組合	石垣市字崎枝(名蔵湾 赤崎の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯24.420333度東経124.109083度の点 ロ 北緯24.426067度東経124.109083度の点 ハ 北緯24.426067度東経124.115867度の点 ニ 北緯24.420333度東経124.115867度の点 イ 北緯24.420333度東経124.109083度の点	第一種区画漁業	ソフトコーラル海底固定 式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第346号	八重山漁業協同組合	石垣市字崎枝(名蔵湾 赤崎の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯24.420333度東経124.109083度の点 ロ 北緯24.426067度東経124.109083度の点 ハ 北緯24.426067度東経124.115867度の点 ニ 北緯24.420333度東経124.115867度の点 イ 北緯24.420333度東経124.109083度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第347号	八重山漁業協同組合	石垣市字崎枝(赤崎)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯24.426278度東経124.105172度の点 ロ 北緯24.429775度東経124.106430度の点 ハ 北緯24.429775度東経124.108478度の点 ニ 北緯24.426278度東経124.107740度の点 イ 北緯24.426278度東経124.105172度の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(ク ロマグロを除く)	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第348号	八重山漁業協同組合	石垣市字崎枝(名蔵湾 大崎の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 イ 北緯24.414100度東経124.088700度の点 ロ 北緯24.417367度東経124.088400度の点 ハ 北緯24.418167度東経124.090067度の点 ニ 北緯24.414633度東経124.090517度の点 イ 北緯24.414100度東経124.088700度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖 業	9月1日から翌年7月31 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石垣市	—

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第349号	八重山漁業協同組合	石垣市宇崎枝(崎枝湾)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.453400度東経124.100610度の点 ロ 北緯24.454267度東経124.098567度の点 ハ 北緯24.461183度東経124.105517度の点 ニ 北緯24.457400度東経124.115467度の点 ホ 北緯24.455490度東経124.115000度の点 イ 北緯24.453400度東経124.100610度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第350号	八重山漁業協同組合	石垣市宇崎枝(崎枝湾の南岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.453400度東経124.100610度の点 ロ 北緯24.454267度東経124.098567度の点 ハ 北緯24.461183度東経124.105517度の点 ニ 北緯24.457400度東経124.115467度の点 ホ 北緯24.455490度東経124.115000度の点 イ 北緯24.453400度東経124.100610度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第351号	八重山漁業協同組合	石垣市宇崎枝(崎枝湾)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.453400度東経124.100610度の点 ロ 北緯24.454267度東経124.098567度の点 ハ 北緯24.461183度東経124.105517度の点 ニ 北緯24.457400度東経124.115467度の点 ホ 北緯24.455490度東経124.115000度の点 イ 北緯24.453400度東経124.100610度の点	第一種区画漁業	ソフトコーラル海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第352号	八重山漁業協同組合	石垣市宇崎枝(崎枝湾の南岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.453400度東経124.100610度の点 ロ 北緯24.454267度東経124.098567度の点 ハ 北緯24.461183度東経124.105517度の点 ニ 北緯24.457400度東経124.115467度の点 ホ 北緯24.455490度東経124.115000度の点 イ 北緯24.453400度東経124.100610度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第353号	八重山漁業協同組合	石垣市宇川平(崎枝湾底地ビーチの沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.467767度東経124.105850度の点 ロ 北緯24.477700度東経124.111167度の点 ハ 北緯24.471583度東経124.118467度の点 ニ 北緯24.468883度東経124.119733度の点 ホ 北緯24.463017度東経124.115983度の点 イ 北緯24.467767度東経124.105850度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第354号	八重山漁業協同組合	石垣市宇川平(崎枝湾底地ビーチの沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.467770度東経124.105850度の点 ロ 北緯24.477700度東経124.111170度の点 ハ 北緯24.471580度東経124.118470度の点 ニ 北緯24.468883度東経124.119733度の点 ホ 北緯24.463017度東経124.115983度の点 イ 北緯24.467770度東経124.105850度の点	第一種区画漁業	ソフトコーラル海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第355号	八重山漁業協同組合	石垣市宇川平(崎枝湾底地ビーチの沖)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.467770度東経124.105850度の点 ロ 北緯24.477700度東経124.111170度の点 ハ 北緯24.471580度東経124.118470度の点 ニ 北緯24.468883度東経124.119733度の点 ホ 北緯24.463017度東経124.115983度の点 イ 北緯24.467770度東経124.105850度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第356号	八重山漁業協同組合	石垣市宇川平(川平湾西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.453110度東経124.139660度の点 ロ 北緯24.456410度東経124.140030度の点 ハ 北緯24.457290度東経124.141400度の点 ニ 北緯24.458960度東経124.141570度の点 ホ 北緯24.459740度東経124.143090度の点 ヘ 北緯24.451690度東経124.142331度の点 イ 北緯24.453110度東経124.139660度の点	第一種区画漁業	カキひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第357号	八重山漁業協同組合	石垣市宇樟海(浦底湾奥)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.457830度東経124.219870度の点 ロ 北緯24.460080度東経124.217280度の点 ハ 北緯24.461330度東経124.219170度の点 ニ 北緯24.458820度東経124.221020度の点 イ 北緯24.457830度東経124.219870度の点	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第358号	八重山漁業協同組合	石垣市宇樟海大田(浦底湾奥)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.457830度東経124.219870度の点 ロ 北緯24.460080度東経124.217280度の点 ハ 北緯24.461330度東経124.219170度の点 ニ 北緯24.458820度東経124.221020度の点 イ 北緯24.457830度東経124.219870度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第359号	八重山漁業協同組合	石垣市宇伊土名	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.472383度東経124.214667度の点 ロ 北緯24.478517度東経124.216367度の点 ハ 北緯24.477150度東経124.220433度の点 ニ 北緯24.471250度東経124.219783度の点 イ 北緯24.472383度東経124.214667度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第360号	八重山漁業協同組合	石垣市宇伊土名	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.472383度東経124.214667度の点 ロ 北緯24.478517度東経124.216367度の点 ハ 北緯24.477150度東経124.220433度の点 ニ 北緯24.471250度東経124.219783度の点 イ 北緯24.472383度東経124.214667度の点	第一種区画漁業	ライブロック海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第361号	八重山漁業協同組合	竹富町宇竹富(竹富東港の北西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.340833度東経124.088533度の点 ロ 北緯24.341667度東経124.089450度の点 ハ 北緯24.340667度東経124.091633度の点 ニ 北緯24.339317度東経124.092383度の点 ホ 北緯24.338717度東経124.091533度の点 イ 北緯24.340833度東経124.088533度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第362号	八重山漁業協同組合	竹富町宇竹富(竹富島の北東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.322050度東経124.107233度の点 ロ 北緯24.331567度東経124.098083度の点 ハ 北緯24.332817度東経124.097300度の点 ニ 北緯24.333783度東経124.098417度の点 ホ 北緯24.324083度東経124.110483度の点 イ 北緯24.322050度東経124.107233度の点	第一種区画漁業	藻類海底固定式養殖業(モズク・ヒトエグサを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第363号	八重山漁業協同組合	竹富町字竹富(竹富島の北東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.322050度東経124.107230度の点 ロ 北緯24.322225度東経124.101242度の点 ハ 北緯24.324556度東経124.100178度の点 ニ 北緯24.328600度東経124.099300度の点 ホ 北緯24.330803度東経124.097217度の点 ヘ 北緯24.332600度東経124.096189度の点 ト 北緯24.333264度東経124.096811度の点 チ 北緯24.334947度東経124.096852度の点 リ 北緯24.333411度東経124.100758度の点 ヌ 北緯24.329082度東経124.104239度の点 ル 北緯24.324083度東経124.110472度の点 イ 北緯24.322050度東経124.107230度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第364号	八重山漁業協同組合	竹富町字竹富(竹富東港の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.330700度東経124.106100度の点 ロ 北緯24.331400度東経124.105200度の点 ハ 北緯24.331933度東経124.105917度の点 ニ 北緯24.331367度東経124.107083度の点 イ 北緯24.330700度東経124.106100度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第365号	八重山漁業協同組合	竹富町字竹富(竹富島の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.304050度東経124.088333度の点 ロ 北緯24.305750度東経124.088517度の点 ハ 北緯24.306200度東経124.090550度の点 ニ 北緯24.304317度東経124.090317度の点 イ 北緯24.304050度東経124.088333度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第366号	八重山漁業協同組合	竹富町字竹富(竹富島の南西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.311483度東経124.077817度の点 ロ 北緯24.313817度東経124.071850度の点 ハ 北緯24.316217度東経124.076200度の点 ニ 北緯24.313067度東経124.078900度の点 イ 北緯24.311483度東経124.077817度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第367号	八重山漁業協同組合	竹富町字竹富(竹富島の南西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.311483度東経124.077817度の点 ロ 北緯24.313817度東経124.071850度の点 ハ 北緯24.316217度東経124.076200度の点 ニ 北緯24.313067度東経124.078900度の点 イ 北緯24.311483度東経124.077817度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第368号	八重山漁業協同組合	竹富町字竹富(竹富島コンドイ岬の西岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.319870度東経124.064780度の点 ロ 北緯24.330791度東経124.070619度の点 ハ 北緯24.334028度東経124.073833度の点 ニ 北緯24.332433度東経124.077500度の点 ホ 北緯24.327500度東経124.076833度の点 ヘ 北緯24.317500度東経124.068000度の点 ト 北緯24.317500度東経124.065770度の点 イ 北緯24.319870度東経124.064780度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第369号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(浜島の南西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.350355度東経124.030461度の点 ロ 北緯24.352428度東経124.030461度の点 ハ 北緯24.352428度東経124.036555度の点 ニ 北緯24.350355度東経124.036555度の点 イ 北緯24.350355度東経124.030461度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第370号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(浜島の南東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.346770度東経124.043220度の点 ロ 北緯24.348920度東経124.044050度の点 ハ 北緯24.347617度東経124.051217度の点 ニ 北緯24.346370度東経124.050230度の点 イ 北緯24.346770度東経124.043220度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第371号	八重山漁業協同組合	竹富町字竹富(竹富島の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.332567度東経124.051800度の点 ロ 北緯24.334583度東経124.053633度の点 ハ 北緯24.337583度東経124.054500度の点 ニ 北緯24.336367度東経124.055183度の点 ホ 北緯24.335683度東経124.056450度の点 ヘ 北緯24.332883度東経124.056117度の点 ト 北緯24.330417度東経124.054700度の点 イ 北緯24.332567度東経124.051800度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第372号	八重山漁業協同組合	竹富町字竹富(竹富島と小浜島の間)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.310467度東経124.043150度の点 ロ 北緯24.311950度東経124.043133度の点 ハ 北緯24.314833度東経124.048633度の点 ニ 北緯24.324833度東経124.054667度の点 ホ 北緯24.324467度東経124.055317度の点 ヘ 北緯24.318333度東経124.054717度の点 ト 北緯24.314883度東経124.058483度の点 チ 北緯24.312367度東経124.058483度の点 リ 北緯24.309900度東経124.051300度の点 イ 北緯24.310467度東経124.043150度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第373号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(小浜島と竹富島の中間)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.306120度東経124.024500度の点 ロ 北緯24.309950度東経124.028630度の点 ハ 北緯24.309667度東経124.032767度の点 ニ 北緯24.303320度東経124.030320度の点 イ 北緯24.306120度東経124.024500度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第374号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(小浜港の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.350049度東経124.007429度の点 ロ 北緯24.355594度東経124.010076度の点 ハ 北緯24.356454度東経124.018960度の点 ニ 北緯24.353718度東経124.029045度の点 ホ 北緯24.350049度東経124.026856度の点 イ 北緯24.350049度東経124.007429度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第375号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(小浜港の東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.347950度東経124.004833度の点 ロ 北緯24.348833度東経124.004833度の点 ハ 北緯24.349183度東経124.005917度の点 ニ 北緯24.348150度東経124.005833度の点 イ 北緯24.347950度東経124.004833度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第376号	八重山漁業協同組合	竹富島字小浜(小浜島の東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 イ 北緯24.335487度東経123.996409度の点 ロ 北緯24.343080度東経123.994470度の点 ハ 北緯24.343805度東経124.010739度の点 ニ 北緯24.338470度東経124.023950度の点 ホ 北緯24.331950度東経124.027780度の点 ヘ 北緯24.316667度東経124.030550度の点 ト 北緯24.312346度東経124.004013度の点 チ 北緯24.326032度東経123.999688度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第377号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(小浜島ビルマ崎の西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.324367度東経123.980450度の点 ロ 北緯24.325800度東経123.980767度の点 ハ 北緯24.323800度東経123.984717度の点 ニ 北緯24.322183度東経123.984017度の点 イ 北緯24.324367度東経123.980450度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第378号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(小浜島の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.326033度東経123.965283度の点 ロ 北緯24.330670度東経123.962762度の点 ハ 北緯24.328433度東経123.969683度の点 ニ 北緯24.323983度東経123.969683度の点 イ 北緯24.326033度東経123.965283度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第379号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(細崎漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.330233度東経123.952400度の点 ロ 北緯24.332400度東経123.953667度の点 ハ 北緯24.332000度東経123.954417度の点 ニ 北緯24.330867度東経123.953733度の点 イ 北緯24.330233度東経123.952400度の点	第一種区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第380号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(細崎漁港防波堤内)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.330233度東経123.952400度の点 ロ 北緯24.332400度東経123.953667度の点 ハ 北緯24.332000度東経123.954417度の点 ニ 北緯24.330867度東経123.953733度の点 イ 北緯24.330233度東経123.952400度の点	第三種区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第381号	八重山漁業協同組合	竹富町字黒島(黒島港の北東)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.264317度東経124.009767度の点 ロ 北緯24.263033度東経124.014433度の点 ハ 北緯24.258633度東経124.013150度の点 ニ 北緯24.256850度東経124.007033度の点 イ 北緯24.264317度東経124.009767度の点	第一種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
特区第382号	八重山漁業協同組合	竹富町字西表(由布島の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.331070度東経123.936020度の点 ロ 北緯24.334470度東経123.937220度の点 ハ 北緯24.333930度東経123.938283度の点 ニ 北緯24.331167度東経123.937050度の点 イ 北緯24.331070度東経123.936020度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第383号	八重山漁業協同組合	竹富町字小浜(小浜島の南西)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.296433度東経123.946567度の点 ロ 北緯24.302417度東経123.946517度の点 ハ 北緯24.302283度東経123.952967度の点 ニ 北緯24.296100度東経123.952967度の点 イ 北緯24.296433度東経123.946567度の点	第一種区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石垣市	—
特区第384号	八重山漁業協同組合	竹富町字西表(仲間崎の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.259150度東経123.907267度の点 ロ 北緯24.261900度東経123.907983度の点 ハ 北緯24.261550度東経123.908883度の点 ニ 北緯24.258833度東経123.908150度の点 イ 北緯24.259150度東経123.907267度の点	第一種区画漁業	藻類海底固定式養殖業(モズク・ヒトエグサを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第385号	八重山漁業協同組合	竹富町字西表(舟浮港北)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.337630度東経123.730300度の点 ロ 北緯24.340050度東経123.731380度の点 ハ 北緯24.340050度東経123.732780度の点 ニ 北緯24.337830度東経123.732717度の点 イ 北緯24.337630度東経123.730300度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第386号	八重山漁業協同組合	竹富町字西表(外離島の東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.372420度東経123.726330度の点 ロ 北緯24.376170度東経123.724500度の点 ハ 北緯24.376333度東経123.726000度の点 ニ 北緯24.374120度東経123.727830度の点 イ 北緯24.372420度東経123.726330度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第387号	八重山漁業協同組合	竹富町字西表(西表漁港の南)	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.377483度東経123.746750度の点 ロ 北緯24.378450度東経123.746683度の点 ハ 北緯24.378367度東経123.747400度の点 ニ 北緯24.377500度東経123.747417度の点 イ 北緯24.377483度東経123.746750度の点	第一種区画漁業	シャコガイ海底固定式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹富町	—
特区第388号	琉球真珠株式会社	石垣市字川平(川平湾東岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.448830度東経124.142070度の点 ロ 北緯24.460370度東経124.143150度の点 ハ 北緯24.463220度東経124.144700度の点 ニ 北緯24.462770度東経124.145670度の点 ホ 北緯24.460930度東経124.143900度の点 ヘ 北緯24.454980度東経124.147830度の点 ト 北緯24.448720度東経124.145180度の点 イ 北緯24.448830度東経124.142070度の点	第一種区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
特区第389号	琉球真珠株式会社	竹富町字西表(内離島の南岸)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 北緯24.344950度東経123.736130度の点 ロ 北緯24.350200度東経123.728720度の点 ハ 北緯24.352300度東経123.730320度の点 ニ 北緯24.350500度東経123.732167度の点 ホ 北緯24.345583度東経123.741533度の点 イ 北緯24.344950度東経123.736130度の点	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—